

春日市子ども・子育て すくすくプラン

(春日市子ども・子育て支援事業計画)

平成27年3月

春日市

はじめに

少子高齢化およびこれに伴う超高齢化・人口減少社会が現実のものとなりつつあり、社会保障費の増大、労働者人口の減少などは、社会・経済に深刻な影響を及ぼすと危惧されています。このため、国は社会保障費の配分を見直し、消費税の増税分を財源として、「子ども・子育て支援」に関する施策を強力に押し進める方針を打ち出しています。

春日市においても、就労の多様化、核家族化、保育ニーズの多様化などに対応した「子ども・子育て支援」の必要性はますます高まっており、平成 17 年に「春日市子ども・子育てにこにこプラン」を策定し、社会全体で「子ども・子育て」を支えるまちづくりの実現を目指してきたところです。



このたび本市では、平成 27 年 4 月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、社会全体で子育ての費用負担を行い、「子育ての孤立感と負担感の増加」や「待機児童問題」への対策を柱とした「春日市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「春日市子ども・子育てにこにこプラン」の理念を継承しながら、子どもと親が共に成長し自立できるよう社会全体で支え、子どもと子育てに関わる全ての人々の笑顔があふれる春日市を目指すこととして、「寄り添い 分かち合い 子どもすくすく みんなにこにこ」を計画の理念として掲げております。

また、これまで取り組んできた行政・地域・学校等関係機関など社会全体で子育てを支える仕組みについて、より緊密で有機的なものとするためのネットワークづくりを推進していくこととしています。さらに、喫緊の課題である、様々な制度の狭間で把握が難しい要保護児童、あるいは発達への不安を抱えた子どもやその家庭への対応や支援の体制づくりに取り組むことを明記いたしました。

これらの施策の実現を通して、未来の社会を担う子どもたちのためのまちづくりを進めてまいります。どうぞ、今後とも市民の皆さまにはご理解とご協力を頂きますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、子どもの健やかな成長を願いつつ活発な審議を頂きました「春日市子ども・子育て会議」の委員の皆さまをはじめ、「春日市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート」、「事業所アンケート」、「パブリック・コメント」などにご協力いただきました方々に心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

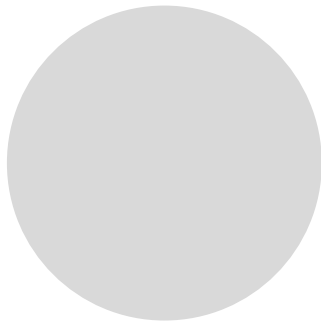
春日市長 井上澄和

● 目 次 ●

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
5. 計画の進行管理および点検	6
第2章 春日市の現状	
1. 人口等の動向	7
2. 調査結果から見た子育て支援ニーズ	15
第3章 基本理念、基本的な方向性	
1. 基本理念	23
2. 基本目標	24
3. 計画の体系	24
4. 計画書の読み方	26
第4章 基本目標ごとの取り組み	
1. 子どもと親が共に成長し、自立する	29
2. 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える	40
3. 地域の人々と家庭が共に寄り添う	47
4. 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる	54
第5章 子ども・子育て支援事業計画	
1. 教育・保育提供区域の設定	63
2. 教育・保育施設の充実	64
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	68
4. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	80
資料編	
1. 春日市子ども・子育て会議委員名簿	83
2. 春日市子ども・子育て会議条例	84
3. 計画の策定経過	86



第1章 計画の概要



1. 計画策定の趣旨

本市では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策春日市行動計画（後期計画）として、「春日市子ども・子育て にこにこプラン」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援を推進してきました。

しかしながら、本市において待機児童が少なからず発生している状況を考慮すると、さらに安心して子どもを産み育てられる環境を整備することが課題として残されています。

一方で、国においては、待機児童の解消をはじめとする子ども・子育てに関する様々な課題を解決するため、平成27年度から、質の高い幼児期における学校教育・保育等を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度を施行します。

これまで以上に安心して子どもを産み育てられる環境を整備していくためには、「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」、「保育の量的拡大」を図る必要があることから、幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握した上で、適切なサービスの確保を行うことを目的とした「春日市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」に規定する市町村計画であり、春日市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。また、家庭における子育てを中心に、行政、企業、職場、学校、地域団体など、社会全体で少子化時代の子育て環境づくりに取り組むための方向性を示すものでもあります。

「次世代育成支援対策春日市行動計画」、「母子保健計画」も踏まえた子ども・子育てに係る総合的な市町村計画です。

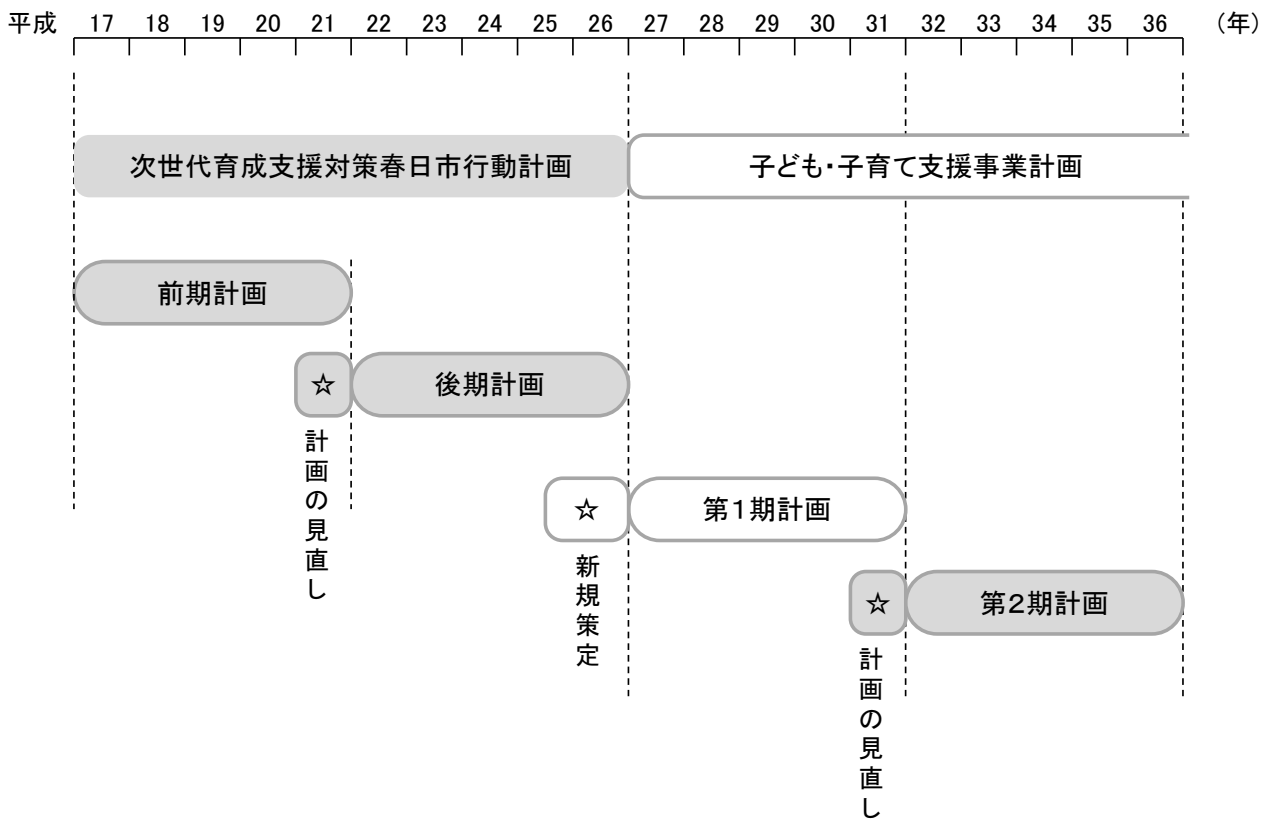
● 第1章 計画の概要 ●

この計画の策定に当たっては、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」、「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針」、「母子保健計画策定指針」を踏まえながら、市の上位計画である「第5次春日市総合計画」や春日市地域福祉計画「春日市地域しあわせプラン 2011」をはじめとする市の各種関連計画とも整合性を図りました。

3. 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

図表 1 計画期間



4. 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定を行うに当たり、学識経験者、専門家、各種市民団体関係者、子育て中の親などからなる「春日市子ども・子育て会議」を設置して計画の内容について審議しました。

2. アンケートの実施

本計画を策定するに当たって、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、計画の基礎資料とするために、アンケートを実施しました。

(1) 調査の対象

就学前児童の保護者	春日市在住の就学前児童の保護者
小学生の保護者	春日市在住の小学生の保護者

※平成25年10月1日現在の住民基本台帳登録者から無作為に抽出

(2) 調査の方法

郵送による配付、回収

(3) 調査の期間

平成25年9月26日～平成25年11月6日

(4) 回収の結果

	無作為抽出者数	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	2,000件	1,999件	1,223件 (1,218件)	61.2% (60.9%)
小学生の保護者	2,000件	1,997件	1,157件 (1,150件)	57.9% (57.6%)

3. 事業者アンケート等の実施

(1) アンケートの対象

- 1) 市内で保育事業を実施している社会福祉法人
- 2) 市内で幼稚園を運営している学校法人、宗教法人
- 3) 認定こども園および市内届出保育施設経営者

(2) アンケートの方法

郵送による配付、回収

(3) 実施期間

- 1) アンケート 平成26年2月 3日
- 2) 回収 平成26年2月17日

4. 事業者ヒアリングおよび個別説明の実施

(1) ヒアリング等の対象

- 1) 市内で保育所を運営している社会福祉法人
- 2) 市内で幼稚園を運営している学校法人、宗教法人
- 3) 認定こども園経営者および新制度への移行を検討している市内届出保育施設経営者

(2) ヒアリング等の内容

アンケートを基に、新制度への移行についての意向や今後の方針等のヒアリングを実施し、併せて新制度についての説明や情報提供を行いました。

また、これとは別に要望等があった場合は、その都度制度説明や聞き取りを実施しました。

(3) 実施期間

- 1) 平成 26 年 4 月 23 日～平成 26 年 4 月 25 日
- 2) 平成 26 年 5 月 7 日～平成 26 年 5 月 16 日
- 3) 平成 26 年 8 月 4 日～平成 26 年 8 月 12 日

5. パブリック・コメントの実施

平成26年12月18日から平成27年1月9日にかけて、計画案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを行いました。そこで寄せられた意見を計画に反映しました。

■□■ パブリック・コメントとは ■□■

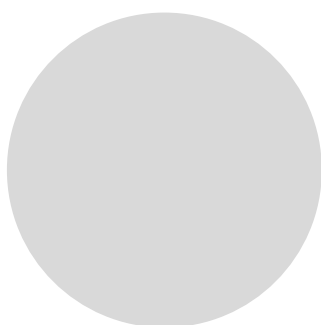
計画の策定などに際し、計画素案を市のホームページに掲載するなどの方法で広く市民に公開し、意見を求める制度のことです。市民の皆様から寄せられた意見はその内容について春日市子ども・子育て会議で検討し、必要に応じ計画に反映します。

5. 計画の進行管理および点検

計画書に掲げる行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等実施し、基本目標ごとに設定した評価指標に基づき、春日市子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。



第2章 春日市の現状



1. 人口等の動向

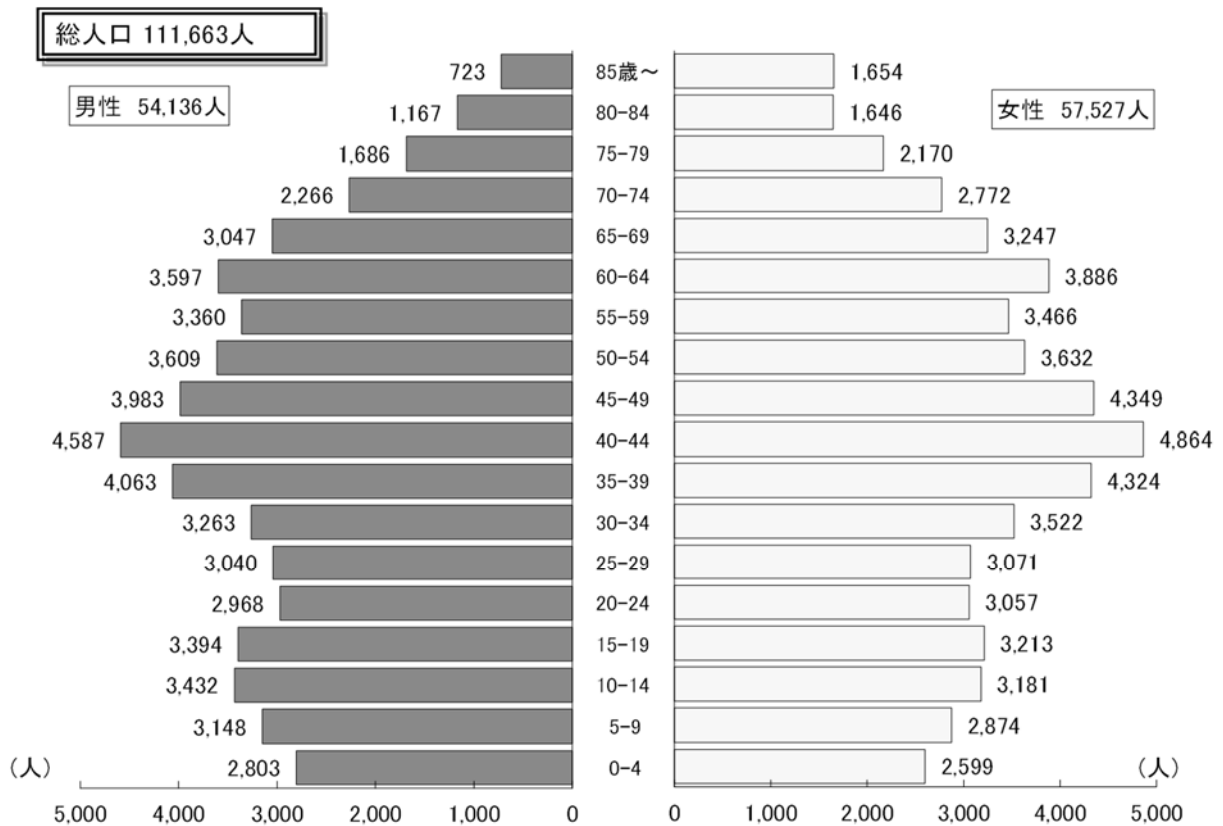
1. 人口の推移

～ 春日市の人口は増えているが子どもは減少している ～

(1) 総人口

本市の平成 26 年 4 月 1 日現在の総人口は、男性 54,136 人、女性 57,527 人の計 111,663 人です。35～49 歳と 60 歳代前半が多くなっていますが、25 歳以下は他の年齢階層と比べて少なくなっています。

図表 2 人口ピラミッド



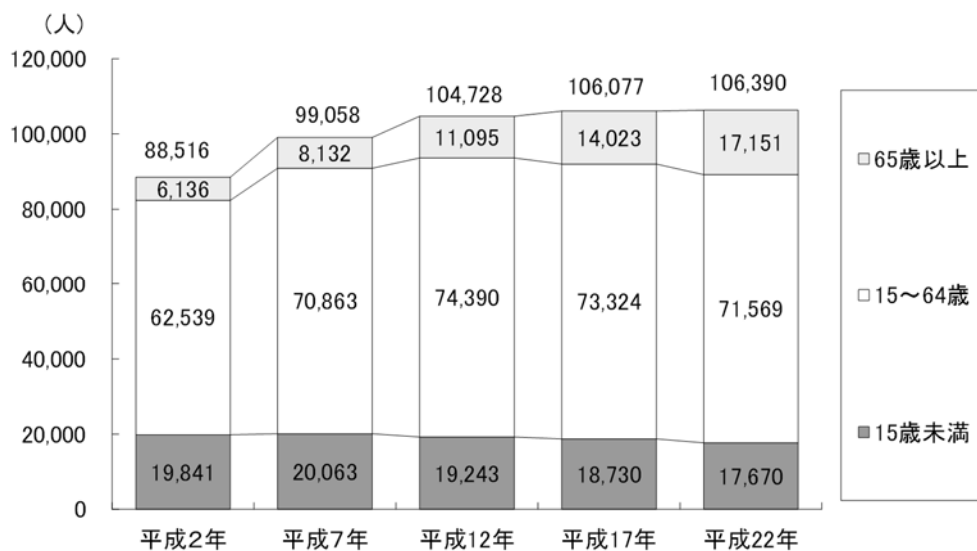
平成 26 年 4 月 1 日現在

資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分別人口の推移

人口の推移を見ると、全体の人口は増加傾向にあります。しかし年齢3区分別に見ると、年少人口（0～14歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。

図表 3 年齢3区分人口の推移



各年 10月1日現在

資料：国勢調査

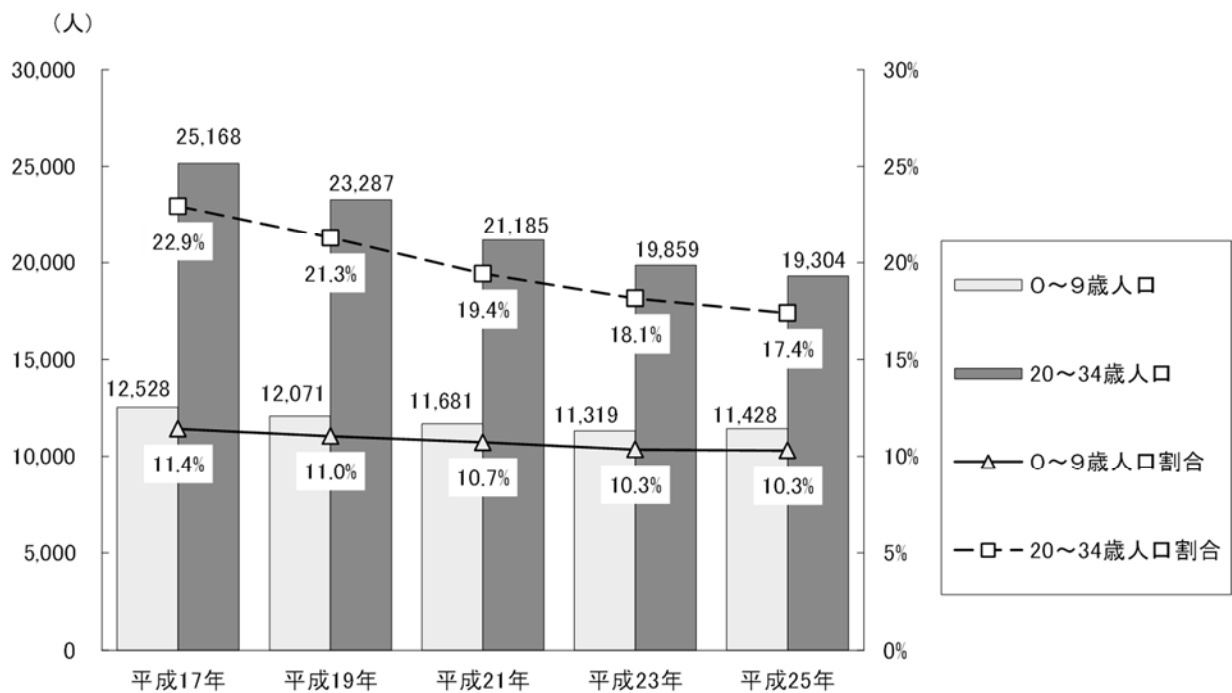
(3) 0～9歳人口と20～34歳人口の推移

少子化の指標の一つとして0～9歳人口の推移を見ると、平成17年に12,528人であったのが、平成25年には11,428人と8年間で8.8%減少し、平成25年の総人口に占める比率は10.3%となっています。

一方、結婚適齢期といえる20～34歳の人口の推移を見ると、平成17年に25,168人であったのが、平成25年には19,304人と8年間で23.3%減少しています。また、総人口に占める比率も22.9%から17.4%と大きく減少しています。

一般に、子どもの数は、結婚適齢人口のたしょう多寡に少なからず影響を受けるといわれています。結婚適齢人口の減少に加え、晩婚化傾向等もあいまって少子化が徐々に進んでいる様子が見えてきます。

図表4 0～9歳 / 20～34歳人口の推移



各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

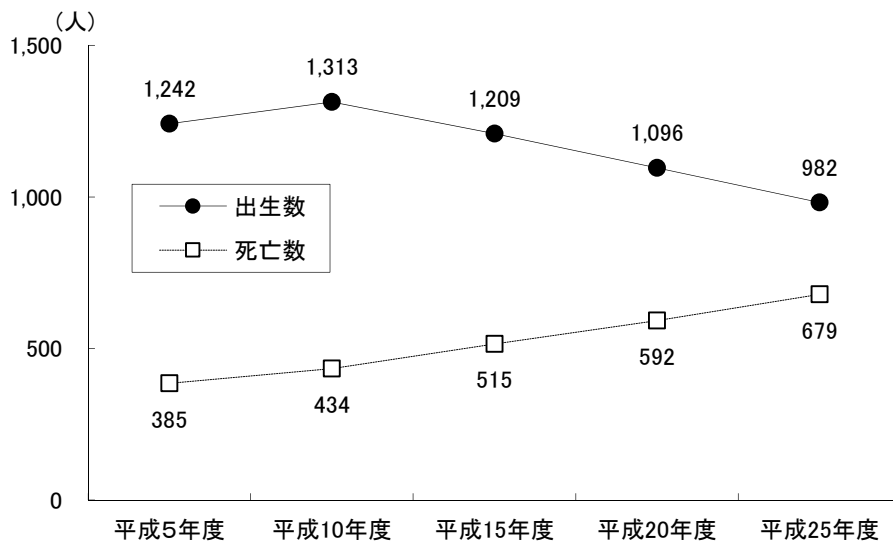
2. 自然動態 — 出生数と死亡数の推移 —

～ 春日市の自然動態は「自然増」の状態 ～

平成5年度からの出生数の推移を見ると、平成10年度から一貫して減少傾向にあります。一方、死亡数は、増加傾向が続いています。

本市では、出生数と死亡数の差が縮まっていますが、死亡数が出生数を下回っており、自然増となっています。

図表 5 出生数と死亡数の推移



各年4月1日現在

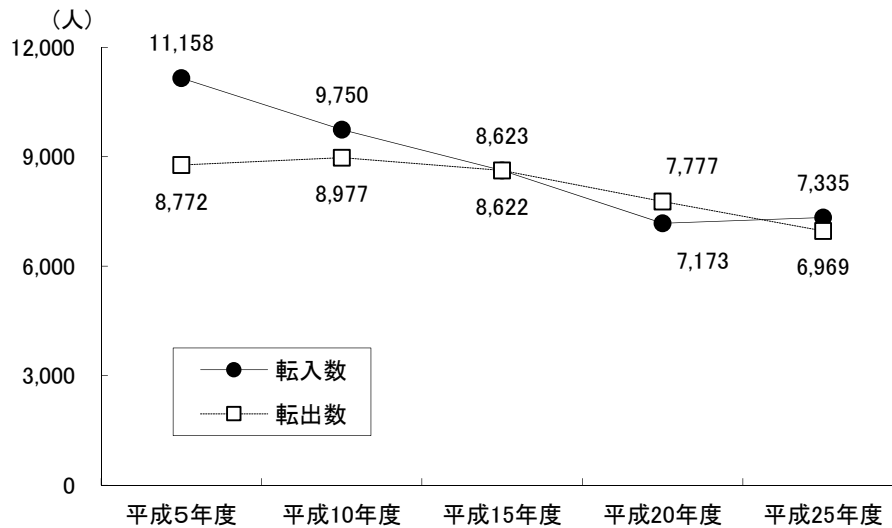
資料：住民基本台帳

3. 社会動態 — 転入数と転出数の推移 —

～ 春日市の社会動態は転入数と転出数がほぼ同数 ～

本市では、平成5年度は転出数を転入数が大幅に上回る社会増の状態でしたが、平成15年度には転入数と転出数がほぼ同数となり、以後、多少の増減があるものの、その傾向が続いています。

図表 6 転入数と転出数の推移



各年4月1日現在

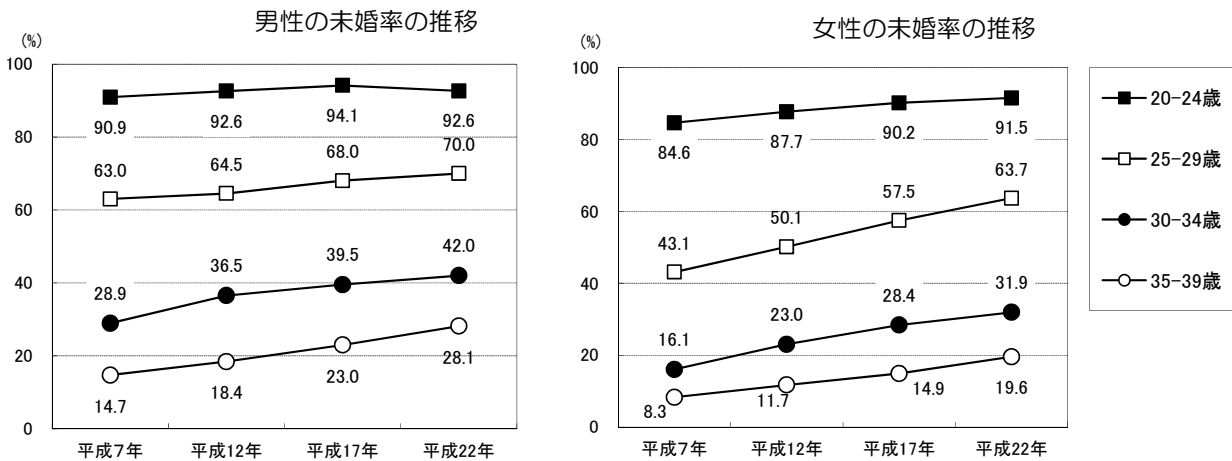
資料：住民基本台帳

4. 未婚率の推移

～ 春日市の35～39歳男性の約3割、女性の約2割は未婚 ～

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、20～24歳の男性を除く全ての階層で未婚率が上昇していることが分かります。特に、女性の25歳から29歳の未婚率の上昇が著しく、本市においても、いわゆる女性の晩婚化傾向が進んでいることがうかがえます。

図表 7 未婚率の推移



各年 10月1日現在

資料：国勢調査

5. 世帯数の推移

～ 母子世帯の急増 ～

平成2年から20年間の世帯数の推移は以下のとおりです。総世帯数は増加傾向にあります。1世帯当たりの人数はおおむね一定となっています。また、この20年間で母子世帯数、父子世帯数共に増加していますが、特に母子世帯数は急増しています。

図表 8 世帯数の推移

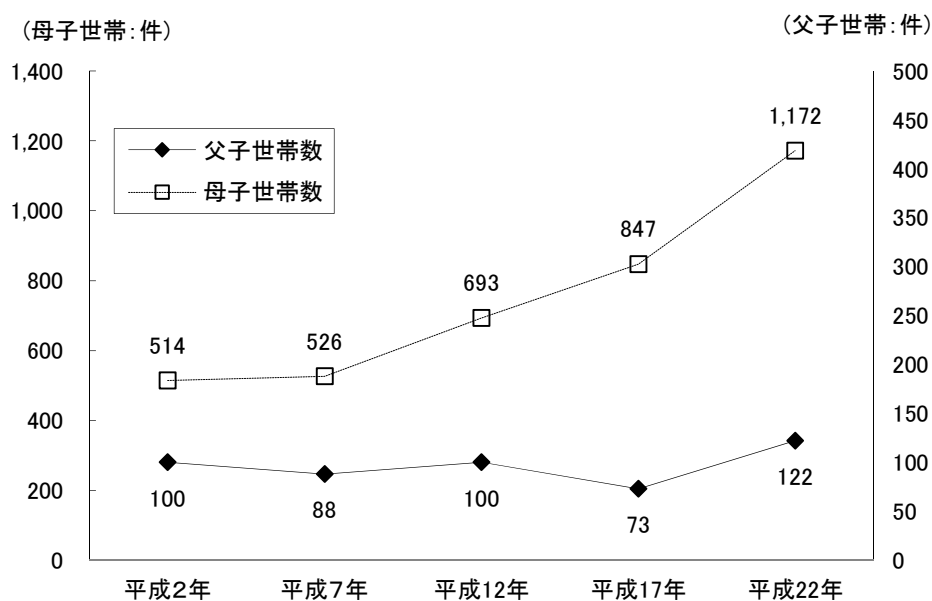
単位：世帯、人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	29,264	34,981	38,740	39,321	41,006
母子世帯数	514	526	693	847	1,172
父子世帯数	100	88	100	73	122
1世帯当たりの人数	3.0	2.8	2.7	2.7	2.8

各年10月1日現在

資料：国勢調査

図表 9 母子・父子世帯数の推移



各年10月1日現在

資料：国勢調査

6. 春日市の保育所定員・待機児童数

わが国では、保育所待機児童数は平成 22 年をピークに減少傾向にあるものの、平成 24 年においても 2 万 5 千人近くおり、保育所の利用率は年々上昇している状況です。待機児童問題は都市部を中心とした限られた一部地域の問題として扱われますが、潜在的な待機児童（本当は保育所を利用したいが申し込みをしていないケース等）は一説には 85 万人ともいわれ、多くの市町村で憂慮すべき問題です。

また、待機児童の問題は、子育て家庭のライフスタイルの選択肢を限定し、わが国において今なお子育てを任せられがちな女性にとっては社会における活躍の機会を奪われることにもつながってしまう社会的に重大な問題でもあります。

春日市には、待機児童が平成 26 年 4 月現在で 21 人おり、年度末にかけて徐々に増えるため、年度の途中からの保育所入所は一層厳しい状況です。

図表 10 春日市の保育所定員・待機児童数

認可保育所数	10 か所
認可保育所定員	1,670 人
認可保育所利用児童数	1,609 人
認可保育所待機児童数	21 人
認可保育所定員充足率	96.3%

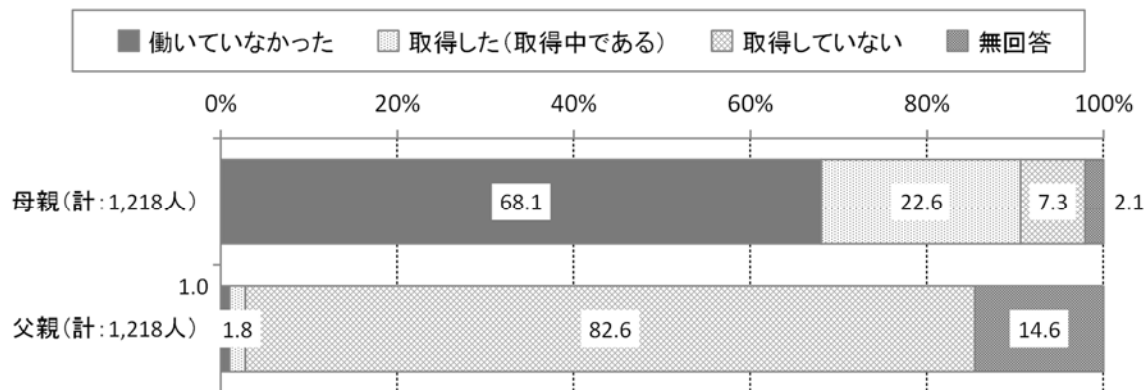
平成 26 年 4 月現在

2. 調査結果から見た子育て支援ニーズ

1. 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況を見ると、母親は出産時に働いていない割合が約7割（68.1%）と、父親（1.0%）に比べて高くなっており、育児休業を取得した割合も母親（22.6%）の方が父親（1.8%）に比べて圧倒的に高くなっています。就労している人に限ってみると、母親の育児休業の取得割合は75.6%であるのに対し父親は2.1%となっており、母親の育児休業取得は一般化してきているものの、父親が育児休業を取得することは非常にまれであることが分かります。

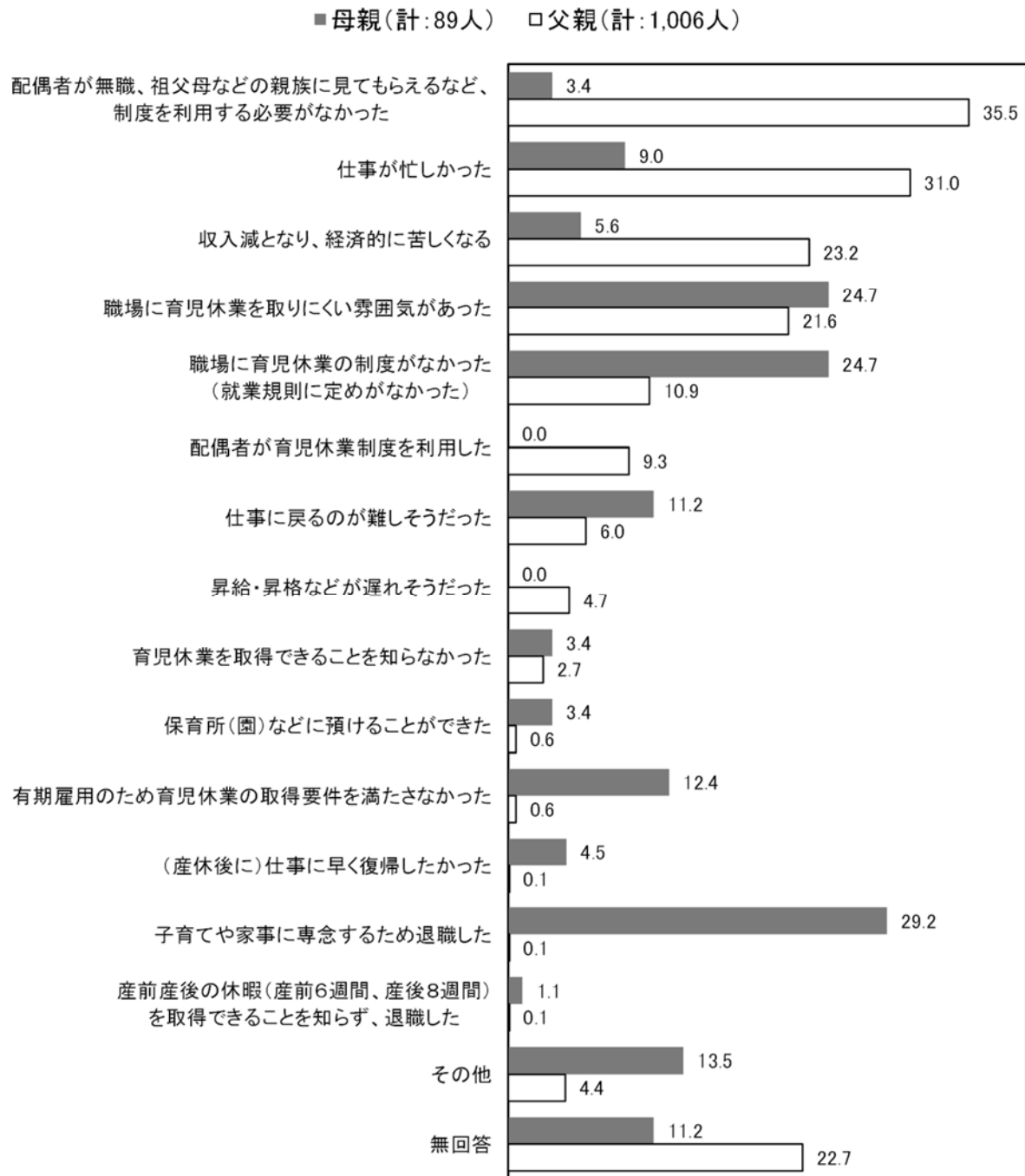
図表 11 育児休業を取得したか



(就学前児童の保護者)

育児休業を取得しなかった理由は、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」という回答を除き、母親と父親で大きく異なります。母親の回答割合が最も高かったのは「子育てや家事に専念するため退職した（29.2%）」であることから、父親の回答割合が最も高い「配偶者が無職、祖父母などの親族に見てもらえるなど、制度を利用する必要がなかった（35.5%）」という理由の多くは母親が子育て等のために出産前に退職したことが背景にあると考えられます。

図表 12 育児休業を取得しなかった理由



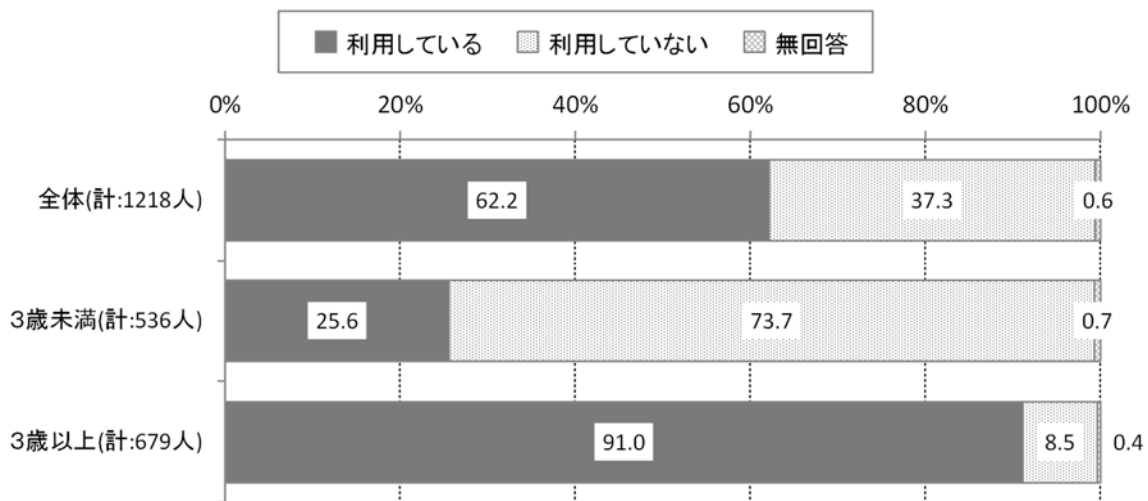
(就学前児童の保護者)

アンケート結果から、約3割の母親は出産前に退職すること、また父親のほとんどが育児休業を取得できていない状況が見てとれます。

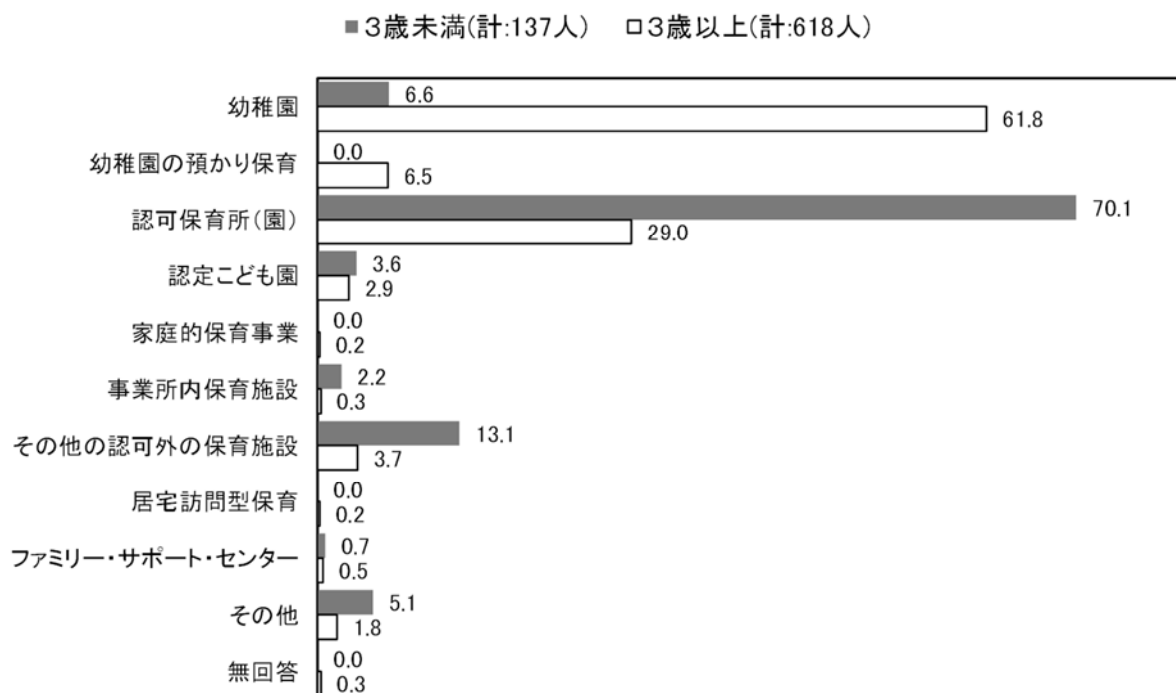
2. 保育サービスの利用状況

現在、定期的な教育・保育事業を利用している人の割合は 62.2% であり、そのうち、3歳以上の利用率は 91.0% となっています。3歳以上では幼稚園の利用率が高く（利用者全体の 61.8%）、3歳未満では認可保育所（園）の利用率が高くなっています（利用者全体の 70.1%）。

図表 13 定期的な教育・保育事業の利用状況



図表 14 定期的な教育・保育事業の利用状況（内訳）

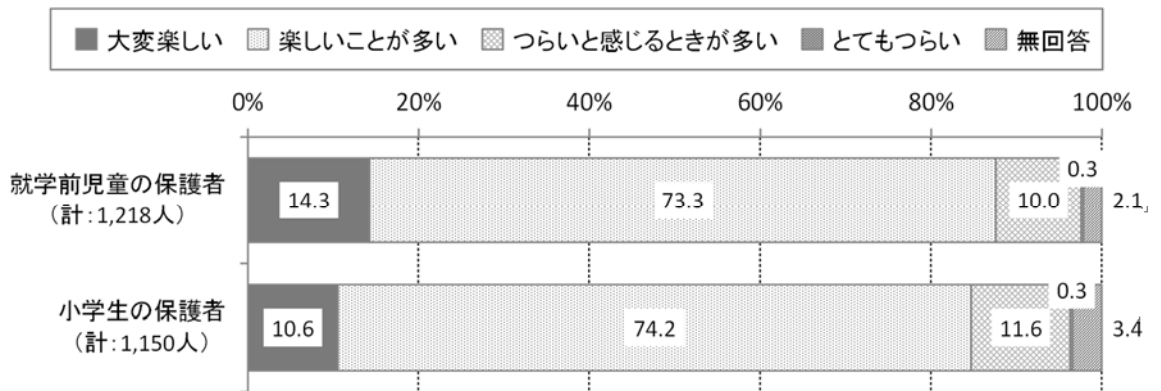


(就学前児童の保護者)

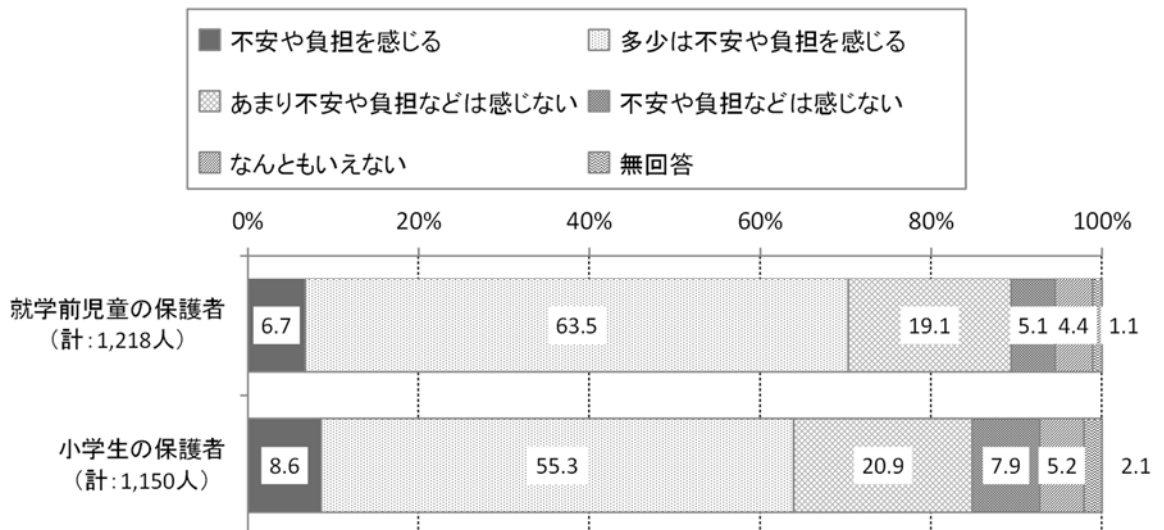
3. 子育ての様子について

本市の就学前児童の保護者の約9割（87.6%）、小学生の保護者の8割強（84.8%）は子育てを「大変楽しい」、「楽しいことが多い」と感じていることが分かります。一方で、就学前児童の保護者の約7割（70.2%）、小学生の保護者の約6割（63.9%）は子育てに「不安や負担を感じる」、「多少は不安や負担を感じる」と回答しています。

図表 15 子育てに対する実感



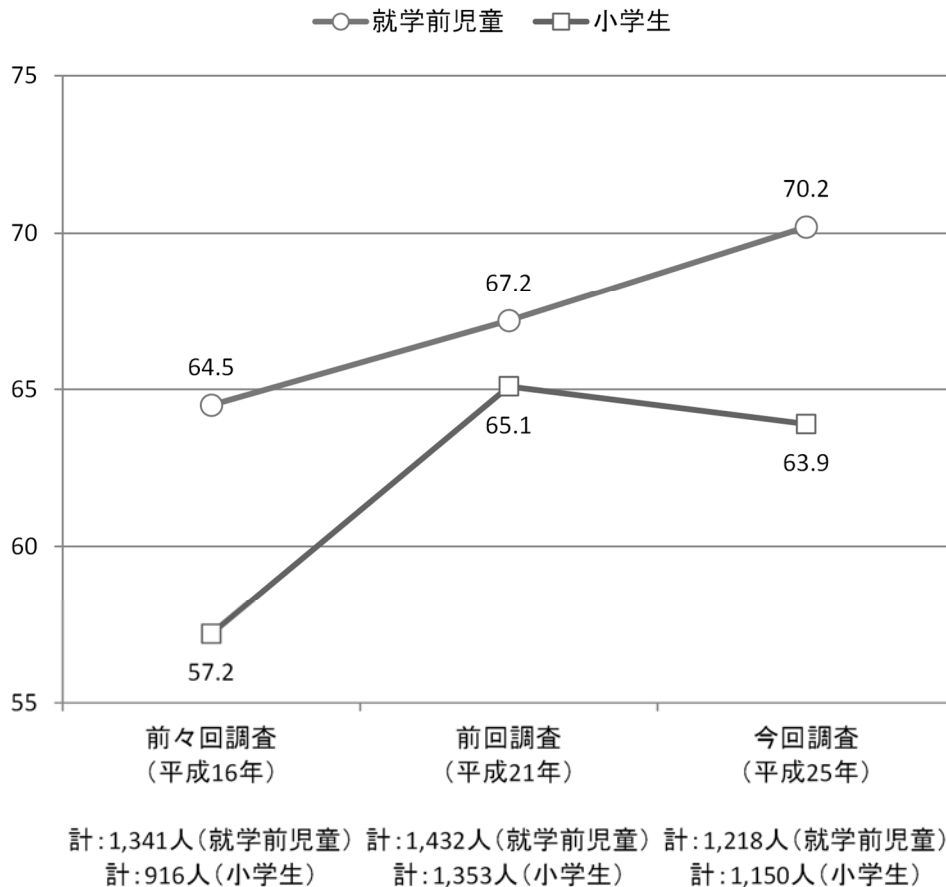
図表 16 子育てに不安や負担を感じることもあるか



子育てに「不安や負担を感じる」、「多少は不安や負担を感じる」と回答した保護者の割合は、就学前児童では前々回調査の64.5%から増加傾向にあることが分かります。一方、小学生では前回調査（65.1%）と比較すると子育てに不安や負担を感じる保護者の割合は若干低下したものの、6割以上の保護者が不安感、負担感を感じていることが分かります。

子育てに関して気軽に相談できる先について尋ねたところ、配偶者や家族・親族、知人・友人を挙げる保護者がほとんどであり、隣近所の人や行政機関等を挙げる人は少ない状況です。少子化や近所付き合いの希薄化、核家族化等の進行により、地域の中で同じような悩みを持っている子育て世帯と情報交換する機会がない、あるいはアドバイスができる肉親や親族が近くにいない子育て家庭が増加している可能性があります。困ったときに気軽に頼れる先の選択肢をできるだけ多く確保しておく必要があります。

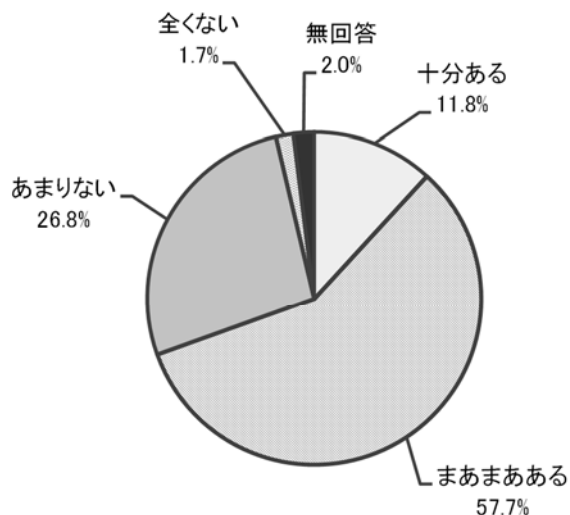
図表 17 子育てに不安や負担を感じることもあるか（経時比較）



● 第2章 春日市の現状 ●

ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間が「十分ある」、「まあまあある」と回答した保護者の割合は約7割（69.5%）となっています。一方、4人に1人（26.8%）は「あまりない」と回答しています。

図表 18 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるか



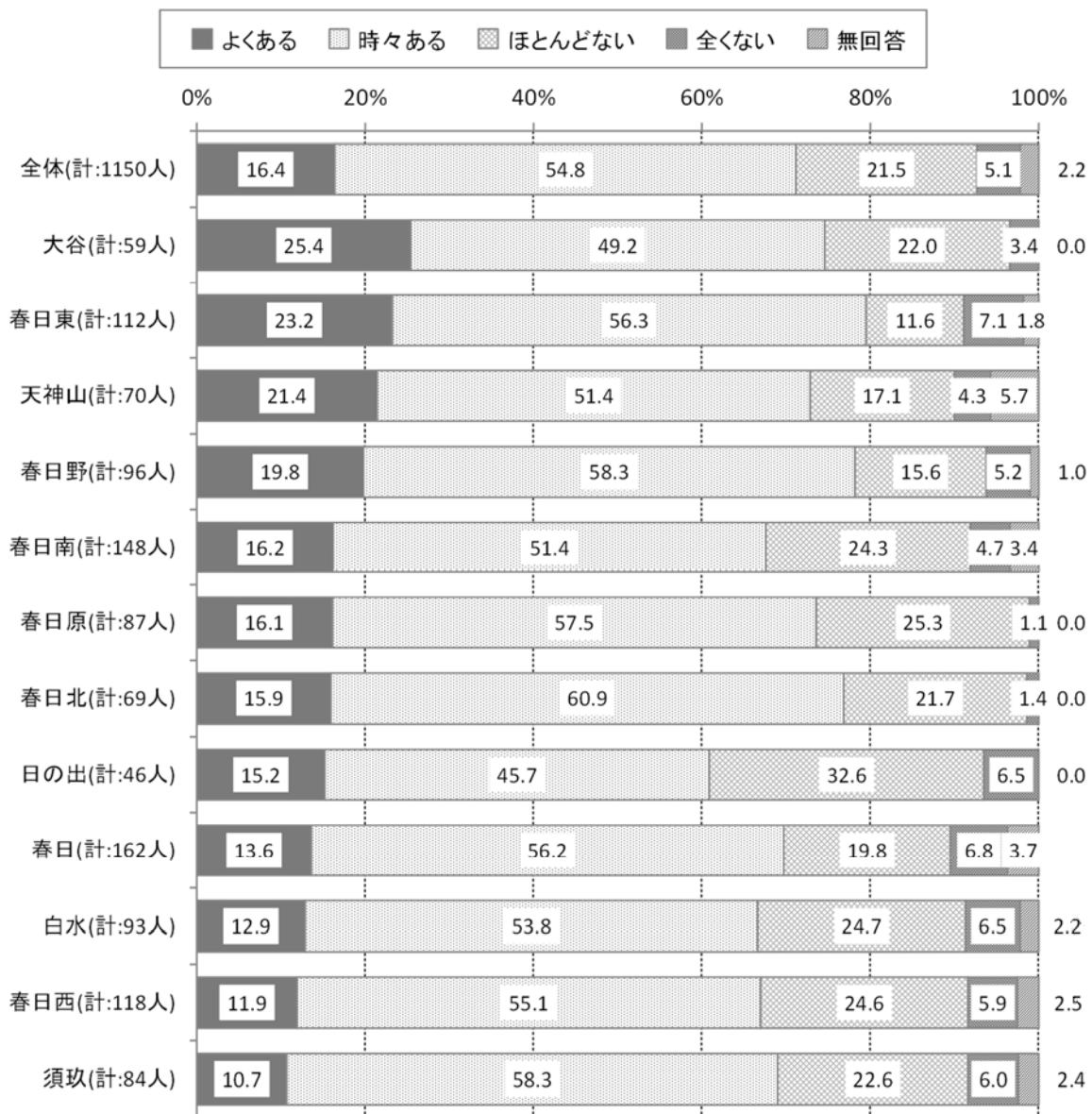
計: 1,150人

(小学生の保護者)

4. 地域の子育てへの関わり

子育てに対する不安感、負担感を低減させる上では、家族のみならず地域の関わりも大切な要素です。地域の人から子どものことで声を掛けてもらうことがあるかと尋ねたところ、本市全域では「よくある」、「時々ある」との回答が7割を超えている（71.2%）ものの、地域によって差異が見られます。

図表 19 地域の人から子どものことで声を掛けてもらうことがあるか

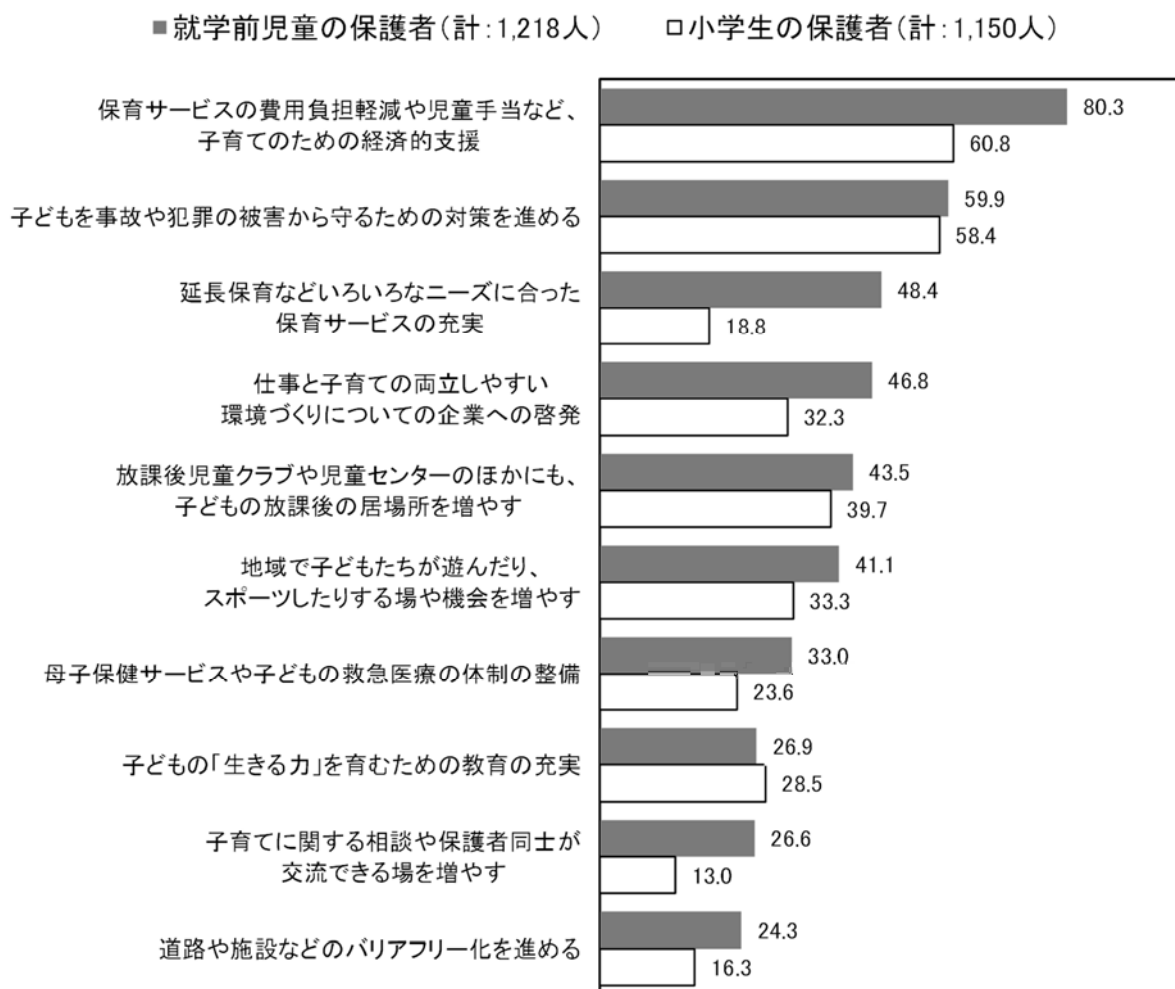


(小学生の保護者)

5. 市に充実を期待する子育て支援施策

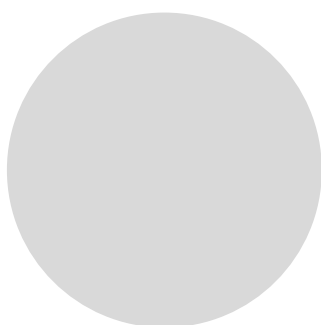
市に充実を期待する子育て支援施策を尋ねたところ、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」、「延長保育などいろいろなニーズに合った保育サービスの充実」、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについての企業への啓発」、「放課後児童クラブや児童センターのほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」などが上位に挙げられています。

図表 20 市に期待すること（抜粋）

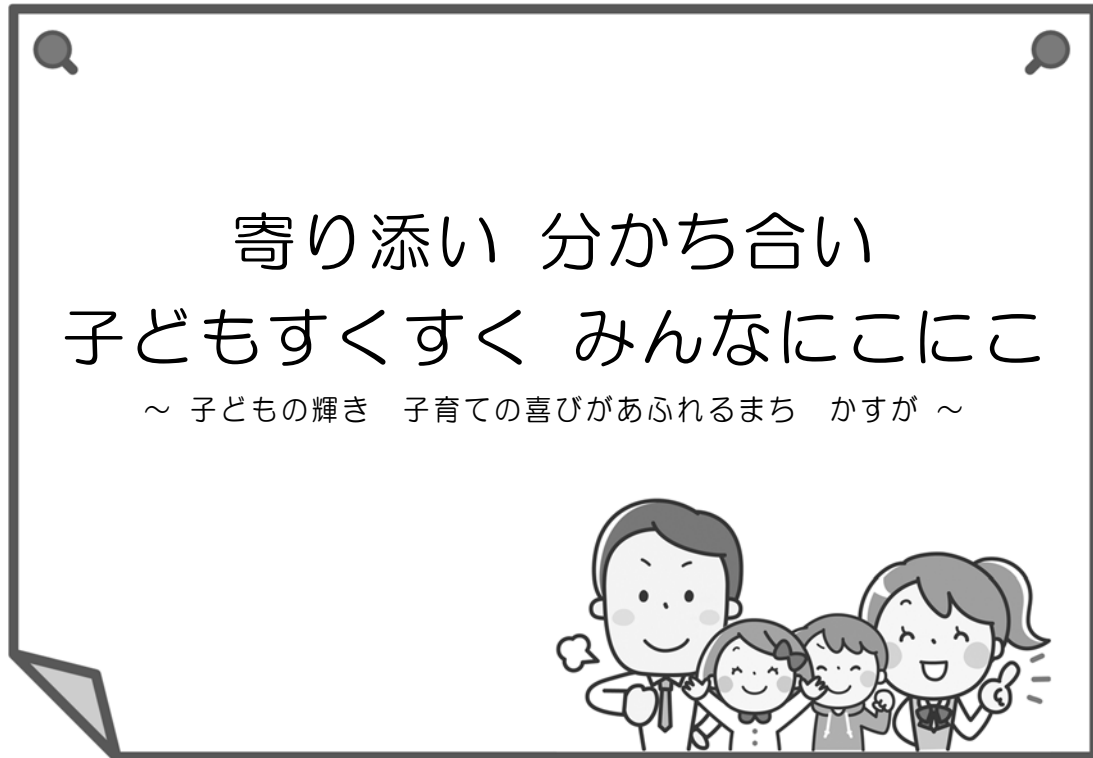




第3章 基本理念、基本的な方向性



1. 基本理念



子どもと親が共に成長し自立する中で地域の人々と家庭が寄り添い、子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境をつくります。

そして、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもが輝きながらすくすくと育ち、市民みんなが笑顔になり、子育ての喜びがあふれるまちの実現を目指します。

2. 基本目標

1. 子どもと親が共に成長し、自立する
2. 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える
3. 地域の人々と家庭が共に寄り添う
4. 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる

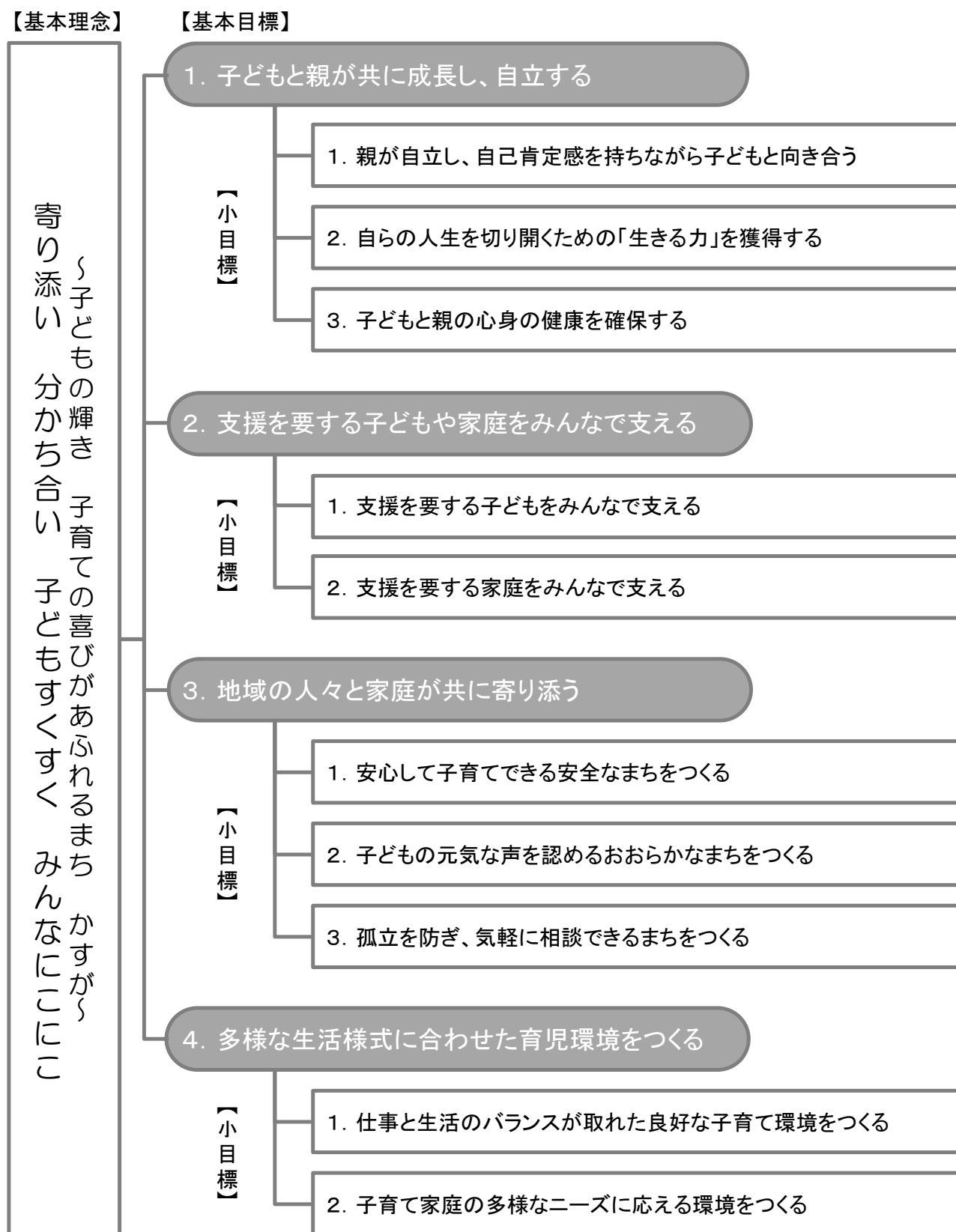
基本理念を実現するために、その趣旨を踏まえ「1. 子どもと親が共に成長し、自立する」、「2. 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える」、「3. 地域の人々と家庭が共に寄り添う」、「4. 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる」の4つの基本目標を掲げました。それぞれの基本目標ごとにさらに小目標を設定し、それぞれの目標を実現するための取り組みを検討します。

これらの小目標は現状と課題に応じ、取り組みの行動主体を定め、行動目標を掲げることによって、より具体的で確実な行動を促します。それぞれの行動目標がどの小目標の実現に資するものであるのかを明確にするとともに、その小目標がより上位の基本目標、さらには基本理念の実現のために必要不可欠であることが理解できる計画体系となるよう工夫しました。

3. 計画の体系

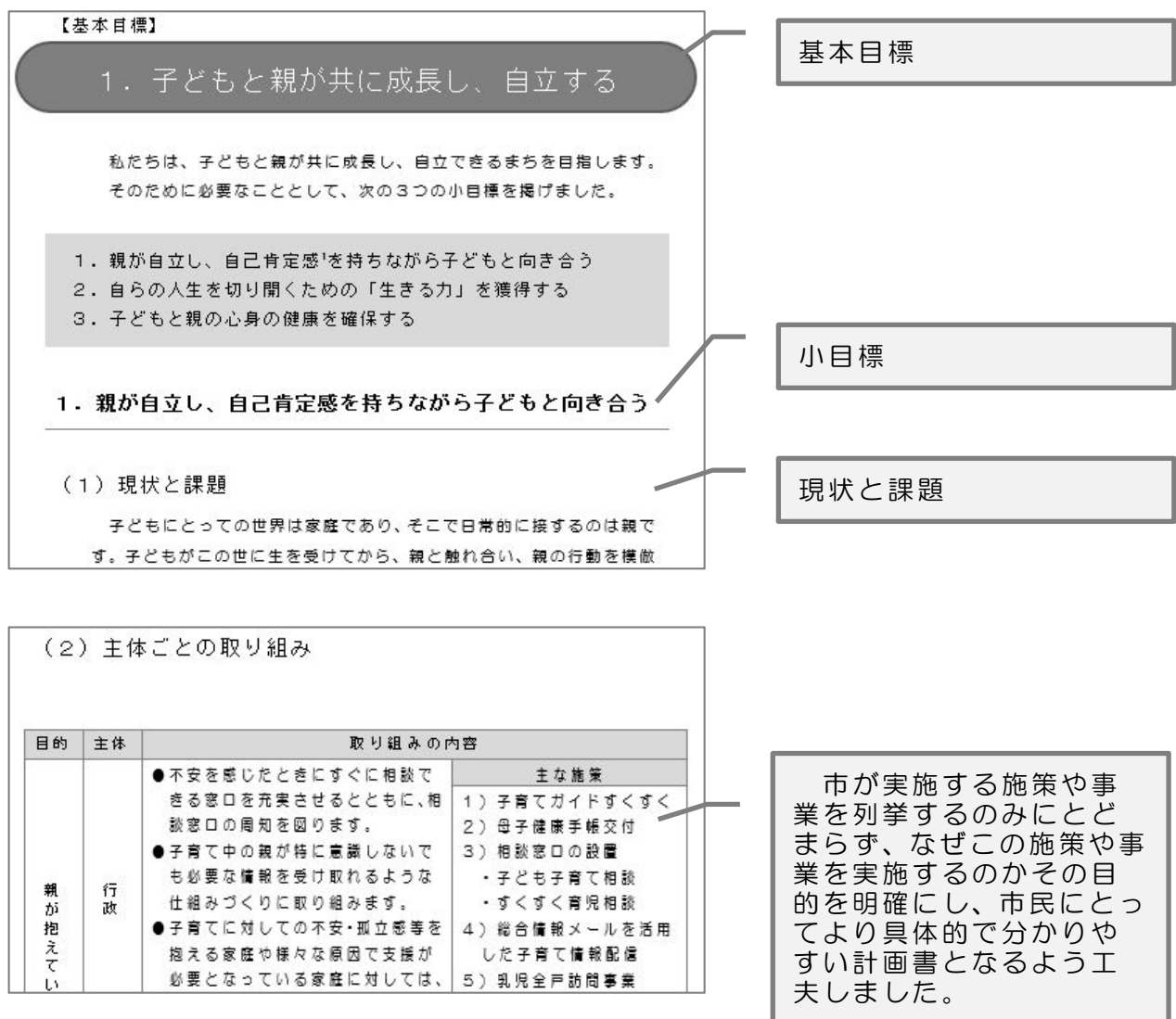
次世代育成支援対策春日市行動計画（後期計画）では、「子どもの輝き 子育ての喜びがあふれるまち かすが」を基本理念として掲げ、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援を推進してきました。子ども・子育て支援事業計画においては、この理念を継承しつつ新たな内容も加味し、4つの基本目標からなる体系に従って計画の推進を図ります。

図表 21 計画の体系



4. 計画書の読み方

子どもや子育て家庭をめぐる数多くの課題を解決するためには、行政の取り組みはもちろんのこと、家庭での行動や地域の協力も不可欠です。そこで、第4章では、小目標ごとに現状と課題を明らかにし、さらに、行政が取り組むこと、家庭や地域でできることについてそれぞれ記述しました。



不安や課題を軽減する	軽減を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て中の親に対して完全さを求めるのではなく、さり気なく手を差し伸べることで優しく親の自立を助けます。 ●地域ぐるみで子育てをしているという意識を高め、子育て中の親子に声掛けをするなど、地域全体で子育て家庭を見守っていきます。 ●教育・保育機関では、年齢に応じた相談を受けるよう努めます。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠したら早期に母子健康手帳（親子健康手帳）交付時の講習を受けるなど、出産や育児について理解を深め、親になる意識を高めます。 ●不安なこと、困ったことがあれば、一人で抱え込まず、身近な人や近くの幼稚園や保育園、行政の窓口にご相談します。
家庭	

子どもや子育て家庭に対して、当事者である家庭のみならず、隣近所を含む地域で行動してほしいことを挙げています。これらの行動目標は、市民に認知され、内容についても納得され、実際の行動になることではじめて意味を持つものです。したがって、計画の推進に際しては、市報をはじめとする各種広報等、あらゆる機会をとらえ、家庭や地域に対し啓発活動を行っていきます。

※ここでいう地域とは、隣近所を指す場合もありますが、地区では自治会が主な取り組みの主体となることが期待されます。また、福祉事業者やNPO、ボランティア、その他の地域資源も地域の行動主体となりえますが、市民一人一人が地域の構成員であることを自覚して、子どもと子育て家庭を見守り、手を差し伸べることができるような地域が最終的に目指すべき姿であると考えています。

評価指標と目標				
評価指標		前回調査 (平成20年度)	現状 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
1 子育てを「楽しい」「楽しいことが多い」と感じる親の割合	就学前	87.7%	87.6%	90.0%
	小学生	84.1%	84.8%	90.0%
2 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	小学生	— (前調査なし)	69.5%	75.0%

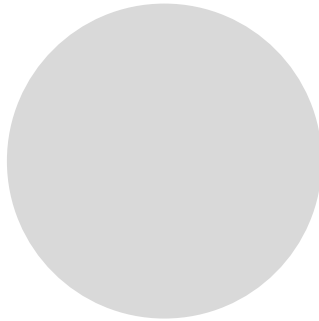
基本目標ごとに、評価指標と目標を設定しています。これは、せっかく策定した計画がいわゆる「絵に描いた餅」にならないよう、行動した結果を数値で評価することを目的としたものです。

なお、この計画で挙げている評価指標は、事業の消化だけに力を注ぎ、本来の目的を見失うことを避けるために、「事業を何回したか」などといった従来型の目標設定をしていません。その代わりに、アンケート結果などを活用することで、施策や事業を行った結果、市民にどのような良い影響を与えたのかが直接把握できるよう、測定できるよう工夫しました。

本計画では、小目標を達成することができれば基本目標が達成でき、ひいては基本理念で描く本市の将来像が実現できるという一連の流れが分かる構成としています。



第4章 基本目標ごとの取り組み



【基本目標】

1. 子どもと親が共に成長し、自立する

私たちは、子どもと親が共に成長し、自立できるまちを目指します。
そのために必要なこととして、次の3つの小目標を掲げました。

1. 親が自立し、自己肯定感¹を持ちながら子どもと向き合う
2. 自らの人生を切り開くための「生きる力」を獲得する
3. 子どもと親の心身の健康を確保する

1. 親が自立し、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合う

(1) 現状と課題

子どもにとっての世界は家庭であり、そこで日常的に接するのは親です。子どもがこの世に生を受けてから、親と触れ合い、親の行動を模倣する中で、良くも悪くも子どもは徐々に社会へ適応していくこととなります。したがって、道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは親であるといえます。

親は、子どもが誕生した瞬間から、このように大きな責任と「親」としての役割を背負うこととなります。多くの方は子どもと共に成長する中で「親」になっていきますが、その一方で育児放棄や虐待などが社会問題化しており、本市においても例外ではありません。

親になるための心構えや準備などは、現状では、基本的に自分自身で調べたり、子育て教室や家庭教育学級に足を運んだりする必要があります。しかし、行政としては、親からの行動を待つ姿勢だけでは十分であるとはいえません。子どもを生み育てる全ての親が、特に意識しないで

¹ 「自己肯定感」とは、「自分は大切な存在だ」、「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態のことで、自己肯定感が低いと自分に自信が持てなくなり、人間関係において萎縮してしまったり、生活の中で充実感や満足感を感じにくい状況になったりしがちだといわれています。幼少期の生活・教育環境によって大きく左右されることが知られています。

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

いても適切な情報を受け取れる仕組みを作っていくことが課題となります。

最初から完全な親である人はいません。子どもと共に試行錯誤を繰り返す中で成長していく若い親に対して、完全さを求めるのではなく、さり気なく手を差し伸べることで優しく親の自立を助けることが大切です。そのことが、親の自己肯定感、ひいてはより良い親子関係を築くことにつながるのです。

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容	
親が抱えている不安や課題を軽減する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●不安を感じたときにすぐに相談できる窓口を充実させるとともに、相談窓口の周知を図ります。 ●子育て中の親が特に意識しないでも必要な情報を受け取れるような仕組みづくりに取り組みます。 ●子育てに対しての不安・孤立感等を抱える家庭や様々な原因で支援が必要となっている家庭に対しては、個々の家庭の抱える課題の解決や軽減を図ります。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子育てガイドすくすく 2) 母子健康手帳交付 3) 相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て相談 ・すくすく育児相談 4) 総合情報メールを活用した子育て情報配信 5) 乳児全戸訪問事業 6) 養育支援訪問事業
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て中の親に対して完全さを求めるのではなく、さり気なく手を差し伸べることで優しく親の自立を助けます。 ●地域ぐるみで子育てをしているという意識を高め、子育て中の親子に声掛けをするなど、地域全体で子育て家庭を見守っていきます。 ●教育・保育機関では、年齢に応じた相談を受けるよう努めます。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠したら早期に母子健康手帳（親子健康手帳）交付時の講習を受けるなど、出産や育児について理解を深め、親になる意識を高めます。 ●不安なこと、困ったことがあれば、一人で抱え込まず、身近な人や近くの幼稚園や保育園、行政の窓口相談します。 	

目的	主体	取り組みの内容	
親子の愛着 ² 形成と自己肯定感を持った子育てを推進する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生直後の親に対して不安を解消したり、子育てしている親同士の交流や情報交換を促したりするための場を提供し、親子が触れ合う機会を提供します。 ● 様々な機会を活用して、自己肯定感を持つことの重要性を伝え、より良い子育てができるように支援します。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 地域子育て支援拠点事業 <ul style="list-style-type: none"> ・場の提供（子育て支援センター内たんぽぽルームなど） ・親子教室 2) 市報等を活用した啓発 3) 乳児全戸訪問事業
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てサロンなどで子育て経験者などが、子どもへの接し方の見本を示し、愛着形成の重要性を伝えます。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは親であることを自覚します。 ● 子どもと触れ合う時間をできるだけ多く持ち、愛着の形成に努めます。 ● 親自身も自己肯定感を持ち、子ども自身も自己肯定感が高まるように、子どもに安心感を与え、様々な経験をさせることで、達成感と成功体験ができる環境を整えます。 	

² 「愛着」とは、乳幼児と他の特定の人との間に形成される永続性の高い愛情の絆を意味します。子どもが、自分を取り巻く世界や自分への信頼を確立し自立していく上で、小さな頃の愛着形成は大変重要だと考えられています。

2. 自らの人生を切り開くための「生きる力」を獲得する

(1) 現状と課題

子育ての目的の一つは、子どもが親に頼らずとも自分の力で生きていくことができるようにすることです。自分の力で生きるとは、全てを自分一人で行うことではありません。最初は親に全てのことをしてもらいますが、少しずつ学校や友だち、地域の人たちなどへ関係をつなげていきながら、自分がどのようにすれば社会で生きていくことができるのかを子どもが自らの力で考え判断し、行動できるようにすることが大切です。

親は子どものありのままを受け入れる必要がありますが、そのためには良好な子育て環境が必要です。家庭については、家族が互いに支え合いながら育児を行うこと、地域については、子育て家庭を優しく見守り支えること、学校については、知識や技能の習得とともに思考力、判断力、表現力などを育成すること、行政については、制度面の整備を行うこと、これらが十分に整ってこそ、心のゆとりを持って子育てできる環境がつくられます。

毎日の生活の中で、子どもは家族が助け合う姿や近所の人と親が接する際のやり取りなどを見て、人とのコミュニケーションの取り方を学びます。しかしながら、核家族化が進み、隣近所とのコミュニケーションの希薄化などによって、子どもが見よう見まねで学ぶための生きた教材が以前と比べ格段に少なくなっており、乳幼児期に獲得すべき心の発達プロセスへの影響が懸念されます。

本市においても、子育て中の親に対して子どもの自立に向けた啓発活動が十分になされているとはいえ、今後の取り組みに向けた課題があります。将来を担う子どもが自らの人生を切り開ける「生きる力」を獲得するために、行政、家庭、地域のそれぞれの立場から十分なサポートを行っていきます。

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容			
子育て中の親が子どもの自立の必要性を理解する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 「親がかわれば、地域（社会）がかわる。地域（社会）がかわれば、子どもたちのこれから（未来）がかわる。あなたのその一歩が、子どものやる気スイッチにかわる！」というスローガンの下、いろいろな方面への活動意欲が高まるような講座を実施します。 ● 地域や家庭の教育力の向上、青少年教育、社会人権・同和教育など各種社会教育事業も実施します。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="978 389 1375 443">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="978 443 1375 925"> <ul style="list-style-type: none"> 1) 社会教育講座、講演会 ・ かすが家庭教育学級 ・ 地域活動者応援塾 ・ 地域で子どもを育てる取り組み実践発表会 ・ 入学説明会時における「子育て講演会」 ・ ふれあい体験王国 ・ 小中学校PTA、社会教育関係団体向け学習会支援 </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	<ul style="list-style-type: none"> 1) 社会教育講座、講演会 ・ かすが家庭教育学級 ・ 地域活動者応援塾 ・ 地域で子どもを育てる取り組み実践発表会 ・ 入学説明会時における「子育て講演会」 ・ ふれあい体験王国 ・ 小中学校PTA、社会教育関係団体向け学習会支援
	主な施策				
	<ul style="list-style-type: none"> 1) 社会教育講座、講演会 ・ かすが家庭教育学級 ・ 地域活動者応援塾 ・ 地域で子どもを育てる取り組み実践発表会 ・ 入学説明会時における「子育て講演会」 ・ ふれあい体験王国 ・ 小中学校PTA、社会教育関係団体向け学習会支援 				
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の家庭を常に気にかけて、過保護ではなく、年齢に応じた自立を促す声掛けをしていきます。 				
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの自立のためには、まず子どものありのままを受け入れることが大切であると認識し、子どもが親に安心して頼れるよう気を付けます。 ● 家族が互いに支え合い、コミュニケーションを十分に図りながら子育てをします。 ● 親自身が自立した姿を子どもに見せるように自覚します。 ● 家庭で基本的な生活習慣が身に付けられるようにしていきます。 				

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

目的	主体	取り組みの内容			
社会との関わりについて学び、子どもに生きる力を身に付ける機会を提供する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 全中学校で、多くの事業所の協力の下、職業体験を実施し、就業について学ぶとともに、将来について考える機会を提供します。 ● 乳幼児等との交流を通じて、命の大切さや子育てについて学び、また、子どもたちが意欲的かつ主体的に活動を行えるよう支援します。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="976 302 1378 349">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="976 349 1378 533"> 1) 職業教育（職業体験） 2) 異年齢交流事業 3) 子ども会ジュニアリーダー研修の支援 </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	1) 職業教育（職業体験） 2) 異年齢交流事業 3) 子ども会ジュニアリーダー研修の支援
	主な施策				
	1) 職業教育（職業体験） 2) 異年齢交流事業 3) 子ども会ジュニアリーダー研修の支援				
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育機関での道徳教育などを通じて、生きる力を伸ばしていきます。 ● 自治会行事などを通じて子どもに役割を与えることにより、社会との関わりについて学び、体験する機会をつくれます。 ● 保育所や学校などでは、食育を推進し、「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを強化し、望ましい生活習慣が身に付くよう、支援していきます。 				
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもと親の関係を徐々に地域などへつなげていくことで、子どもの自立を促します。 				

3. 子どもと親の心身の健康を確保する

(1) 現状と課題

子どもの病気や事故に対して、親や周囲の人は、常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。

子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効であり、接種に対する保護者等の理解を深め、高い予防接種率を維持することが課題となっています。

妊娠中の母体および胎児の健康と、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。特に、喫煙は、早産や低出生体重児の出生、乳幼児突然死症候群、気管支炎、気管支喘息等の原因となるほか、たばこの誤飲、誤食等などの事故にもつながりかねません。これらを防ぐため、たばこと喫煙の害についての知識を普及させ、分煙等の取り組みを推進する必要があります。

また、子どもの病気や事故への速やかで適切な対処のために、そして子どもの発育等で不安を抱える親自身のためにも、かかりつけ医を持ち、加えて保護者自身も正しい救急法を身に付けることが必要です。

さらに、子どもが思春期になれば、より難しい状況が生じることもあります。例えば、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動が現れることもあります。また、薬物乱用は一般市民にも広がりを見せており、現代のわが国において、子どもたちの状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちがこれらの行動がもたらす結果について理解し、適切な対応を取ることができるようにするためには、学校、家庭、地域が一体となって何が問題であり、どのような危険があるのかを教え、見守ることが大切です。

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容			
子どもと親の健康状態を確認する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの成長発達に応じ、適切な時期に健康診査を受けることにより、疾病の早期発見に努め、必要時に適切な対応が取れるよう支援します。 ●親の心身の健康状態を確認し、疾病の早期発見に努め、必要時に適切な対応が取れるよう支援します。 ●喫煙、飲酒、薬物乱用等の危険性について啓発を強化します。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="976 400 1375 443" style="text-align: center;">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="976 443 1375 1108"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 乳幼児健康診査等 <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診(集団) ・10か月児健診(個別) ・1歳6か月児健診(個別) ・3歳児健診(集団) ・就学前健診(集団) 2) 妊婦健康診査 3) 乳児全戸訪問時の母の産後うつ等のスクリーニング 4) 1歳6か月児健診時の親の歯科検診 5) 健康診査、がん検診 </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 乳幼児健康診査等 <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診(集団) ・10か月児健診(個別) ・1歳6か月児健診(個別) ・3歳児健診(集団) ・就学前健診(集団) 2) 妊婦健康診査 3) 乳児全戸訪問時の母の産後うつ等のスクリーニング 4) 1歳6か月児健診時の親の歯科検診 5) 健康診査、がん検診
	主な施策				
	<ol style="list-style-type: none"> 1) 乳幼児健康診査等 <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診(集団) ・10か月児健診(個別) ・1歳6か月児健診(個別) ・3歳児健診(集団) ・就学前健診(集団) 2) 妊婦健康診査 3) 乳児全戸訪問時の母の産後うつ等のスクリーニング 4) 1歳6か月児健診時の親の歯科検診 5) 健康診査、がん検診 				
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てサロンなどで、親同士が子どもの病気やその対応方法などについて情報交換する機会などをつくれます。 				
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●母体および胎児の健康状態等の確認、疾病の早期発見のため週数に応じた頻度で妊婦健康診査を受けます。 ●子どもの疾病の早期発見、発達状態の確認のため、乳幼児健康診査を受けさせます。 ●親の疾病の早期発見のため、定期的に健康診査を受けます。 				

目的	主体	取り組みの内容						
妊娠期からの子育て支援を充実する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠期における喫煙、飲酒、薬物乱用による胎児への影響を回避するため、適切な行動が取れるよう正しい情報を提供します。 ● 妊娠中に、出産後に必要な子育て情報を得ることで、出産後の生活に備えていけるよう支援します。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="978 304 1372 342">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="978 342 1372 488">1) 母子健康手帳（親子健康手帳）交付時（集団交付）の講習</td> </tr> <tr> <td data-bbox="978 488 1372 633">2) 子育て情報の提供 ・子育てガイドの配布 ・市報、ホームページ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="978 633 1372 672">3) マタニティクラス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="978 672 1372 730">4) 利用者支援事業</td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	1) 母子健康手帳（親子健康手帳）交付時（集団交付）の講習	2) 子育て情報の提供 ・子育てガイドの配布 ・市報、ホームページ	3) マタニティクラス	4) 利用者支援事業
	主な施策							
	1) 母子健康手帳（親子健康手帳）交付時（集団交付）の講習							
2) 子育て情報の提供 ・子育てガイドの配布 ・市報、ホームページ								
3) マタニティクラス								
4) 利用者支援事業								
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 母体への負担の軽減、事故防止のため、駐車場の優先スペースや妊産婦が休憩できる場所を確保するなど、安全に行動できるよう配慮し、見守ります。 ● 受動喫煙を防止するため妊婦の周囲では喫煙を控えます。 ● 思春期の子どもが持つ悩みを理解し、見守ります。 ● 妊産婦に優しい職場環境、勤務体制をつくります。 							
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中の母体と胎児の健康管理を速やかに開始するため、妊娠11週までに、母子健康手帳（親子健康手帳）を受け取ります。 ● 受動喫煙を防止するため妊婦の周囲では喫煙を控えます。 ● 未熟児等の予防のため、妊娠中の喫煙、飲酒をやめます。 ● 胎児の成長に影響しないように、妊娠中の服薬は、医師や薬剤師の指導に従います。 ● 胎児の成長確認、疾病の早期発見のため妊産婦健康診査を定期的に受けます。 							

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

目的	主体	取り組みの内容			
病気の予防について理解を深め、予防に努めるとともに 必要に応じた医療を受ける	行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種について正しく理解し、適切な接種につながるよう支援します。 ● 子どもの特性に応じて、適切な医療が受けられるように、かかりつけ医を持つことを推進します。 ● 緊急時に安心して医療が受けられる体制を整えます。 ● 過度のダイエットや夜更かし、ゲームや携帯依存、喫煙や飲酒、薬物乱用の害、性に関する正しい知識などを身に付け、適切な判断に基づいて行動できるように支援します。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="978 286 1374 331" style="text-align: center;">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="978 331 1374 618"> <ul style="list-style-type: none"> 1) 予防接種 2) こども医療 3) かかりつけ医の推進 4) 小児科夜間・休日救急診療 5) 健康教育 </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	<ul style="list-style-type: none"> 1) 予防接種 2) こども医療 3) かかりつけ医の推進 4) 小児科夜間・休日救急診療 5) 健康教育
	主な施策				
	<ul style="list-style-type: none"> 1) 予防接種 2) こども医療 3) かかりつけ医の推進 4) 小児科夜間・休日救急診療 5) 健康教育 				
地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てサロンなどで、親同士が子どもの病気の予防や医療などについて情報交換する機会などをつくれます。 				
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症などの予防、重篤化の防止のため、適切な時期に予防接種を受けます。 ● 永久歯にも影響を及ぼす乳歯の虫歯をつくらないように、子どもの歯磨き管理をします。 ● 子どもの特性に応じて、適切な医療が受けられるように、子どものかかりつけ医を持ちます。 				

評価指標と目標

評価指標		前回調査 (平成 20 年度)	現 状 (平成 25 年度)	目 標 (平成 31 年度)
1 子育てを「楽しい」「楽しいことが多い」と感じる親の割合	就学前	87.7%	87.6%	90.0%
	小学生	84.1%	84.8%	90.0%
2 ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	小学生	— (前回調査なし)	69.5%	75.0%
3 子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がない親の割合	就学前	1.3%	2.3%	1.0%
	小学生	1.5%	7.0%	3.0%
4 子育ての悩みとして「子どもとの接し方に自信が持てない」を挙げた親の割合	就学前	8.8%	18.6%	15.0%
	小学生	7.3%	13.3%	10.0%
5 子育ての悩みとして「子育てに関して配偶者などの協力が少ない」を挙げた親の割合	就学前	7.5%	14.8%	10.0%
	小学生	5.0%	8.4%	6.0%
6 子育ての悩みとして「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」を挙げた親の割合	就学前	10.5%	13.0%	10.0%
	小学生	5.0%	6.8%	5.0%
7 本市の子どもが、学校教育を通じて生きる力を育み、健やかに成長していると感じている市民の割合 ³		77.5%	78.9% (H26)	80.0%

³ 「春日市市民意識調査」(平成 20 年度)の調査項目

【基本目標】

2. 支援を要する子どもや家庭をみんなで支える

私たちは、支援を要する子どもや家庭をみんなで支えるまちをつくり
ます。

そのために必要なこととして、次の2つの小目標を掲げました。

1. 支援を要する子どもをみんなで支える
2. 支援を要する家庭をみんなで支える

1. 支援を要する子どもをみんなで支える

(1) 現状と課題

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーション⁴の理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人一人が障がいに対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要となります。障がいがあるために、他の様々な能力を発揮する機会が妨げられないよう、療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

本市においても、LD（学習症）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉

⁴ 「ノーマライゼーション」とは、たとえ障がいがあったとしても一般の人々と同じ普通の生活を送れる社会を築いていこうという考え方のことです。

スペクトラム症など、対象となる児童生徒が増加傾向にあり、また、対象となる障がい種別が多様化、複雑化している状況にあります。それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

平成元年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、わが国も平成6年にこの条約を批准しました。平成11年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）が、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、法的整備が進んでいます。

しかし、いじめをはじめとする人権侵害は今なお深刻な状況にあります。家庭での子育て、それを支える地域社会、さらには保育所での保育や幼稚園・学校における教育、これらを連携させながら、子どもの人権を守り、子どもが夢や希望を持って過ごせる環境をつくっていかねばなりません。子どもに対しても、自分の権利を守るために毅然とした姿勢を取るべきことを教え、自分で自分の身が守れるようにしていくことも必要です。

そのほかにも、不登校や引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くあります。どのような課題に対しても迅速に適切な対応を取ることができるよう、体制を整えていく必要があります。

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容	
発達に課題のある子ども・障がいのある子どもをみんなで支える	行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達に課題のある子ども⁵を早期に発見し、適切な支援を開始することで、子どもの能力を最大限引き出していけるよう体制整備を図り、小学校就学時など教育と福祉の連携を強化し、支援します。 ● 障がいのある子ども⁶については、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、専門職を配置し、相談に応じるとともに、児童福祉サービスの充実に努めます。 ● 障がいなどの有無にかかわらず、全ての子どもを自然に受け入れ、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して生活できるまちを目指します。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 心理発達相談 2) 親子支援教室 3) 児童発達支援（療育） <ul style="list-style-type: none"> ・サポートブック作成 4) 特別支援相談事業 5) ことばの教室 6) 担任サポート事業 7) 障がい児支援制度 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援 ・障害福祉サービス（居宅介護、行動援護、短期入所など） ・地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援） ・障がい児等タイムケア事業 8) 特別支援教育コーディネーター保育 9) いきいきフェスタ 10) 発達障害者支援センター（県事業）等の周知
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会とのつながりが持てるように、発達に課題のある子どもや障がいのある子どもへの理解を示し、声掛けや見守りを行い、地域行事等への参加を促します。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの能力を最大限に引き出せるよう、子どもの成長発達を正しく理解し、必要があれば、早期療育を受けさせます。 ● 障がいのある子どもが自立した日常生活や社会生活を送れるよう、状況に応じて必要な福祉サービスを受けさせます。 	

⁵ 「発達に課題のある子ども」とは、発達の過程で現れはじめる行動やコミュニケーション、社会適応の面で課題のある子どものことです。

⁶ 「障がいのある子ども」とは、何らかの原因によって長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受けざるを得ない18歳未満の人のことです。

目的	主体	取り組みの内容	
<p>人権侵害・社会適応が困難な状態にある子どもをみんなで支える</p>	<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめ防止基本方針に基づいて、子どもをいじめから守り、いじめのない子ども社会「いじめの未発見、未解決ゼロ」の実現を目指します。 ●いじめを生まない教育活動(命の教育、人間関係、集団づくりの推進、体験活動の推進、基本的生活習慣の定着と規範意識の育成)の推進を図ります。 ●社会適応が困難な状態にある子どもの属する集団への働きかけを通じて、自然にノーマライゼーションの行動が取れるよう支援します。 ●不登校状態、引きこもり状態にある子どもへの個別支援および関係機関との連携を強化し、状況の改善に努めます。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) いじめ問題対策 <ul style="list-style-type: none"> ・春日市いじめ問題対策連絡協議会 ・春日市いじめ防止等対策推進委員会の設置 ・校内いじめ問題対策委員会 ・スクールカウンセラーの配置 2) 不登校対策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター ・不登校対策推進会議 ・不登校専任教員の配置 ・教育支援室(スマイルルーム)設置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・小中学校連携の推進 3) 人権教育、人権啓発冊子ひまわりの発行
	<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめの場面に遭遇したら、声掛けをし、いじめられている子どもを守るとともに、必要に応じ学校に連絡します。 	
	<p>家庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめのサインを見逃さないよう、子どもとのコミュニケーションを大切にします。 ●子どもの不登校やひきこもりに関し、その予兆の把握に努めるとともに、適切な関わりができるよう、教育機関や医療機関、福祉機関等と共に状況の改善に向けて行動していきます。 	

2. 支援を要する家庭をみんなで支える

(1) 現状と課題

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子育て家庭に対して、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

平成 25 年度に本市子育て支援センターで対応した相談件数は延べ 9,096 件にも上り、その数は年々増加傾向にあります。最も多いのは養護相談であり、全相談者の 62.0%を占めます。養護相談とは、父母の家出、死亡、離婚、入院などによる養育困難や被虐待児などに関する内容の相談で、本市においては、その半数以上が虐待に関する関係機関からの相談や通報を受けての対応となります。

虐待は、身体的自由だけでなく子どもの生命すら脅かす重大な人権侵害です。一方、虐待は外からは見えにくい家庭の中で行われていることが多いため、本市が把握できているのはそのごく一部である可能性があります。虐待を未然に防止し、虐待があったとしてもできるだけ早く発見し、迅速に対応することが必要ですが、そのためには、家庭内や地域で子育てする人が孤立しないように相談体制を一層充実させていかなければなりません。

平成 25 年に成立した「生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しています。生活の困窮がそのまま子どもの育ちのゆがみにつながるわけではありませんが、生活困窮者の多くが社会から孤立していたり、様々な課題を複合的に抱えていたり、さらに、生活の困窮がネグレクト⁷等の遠因になる可能性もあるため、慎重かつ適切な対応が求められます。

⁷ 「ネグレクト」とは、育児放棄、育児怠慢のような児童虐待のことです。

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容	
養護が必要な家庭をみんなで支える	行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てしている家庭の相談に応じることで、子育ての不安等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。 ● 虐待をはじめ、養育に支援が必要な家庭の状況を把握し、児童相談所、保育所、学校などと連携を取りながら、子どもの安全を最優先に考え、支援します。 ● 生活困窮家庭に対して、生活困窮者自立支援法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、貧困の状況であっても子どもが健やかに成長できる環境を整備していきます。 ● ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進させるよう支援します。 ● DV（配偶者からの暴力）などの影響で、子どもの心身の成長発達が阻害されることがないように保健福祉環境事務所や警察などと連携し支援します。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子育て支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども子育て相談 ・ 家庭児童相談室 2) 春日市要保護児童対策地域協議会 3) 養育支援訪問事業 4) 子育て短期支援事業 5) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 6) 自立相談支援事業 7) 生活困窮者相談窓口の設置 8) 児童扶養手当 9) ひとり親家庭等医療 10) ひとり親家庭等日常生活支援事業 11) DV相談 12) 母子生活支援施設への措置
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の家庭に寄り添い、悩んでいる家庭があれば、必要に応じて、民生委員や子育て支援センターを紹介します。 ● 保護者による暴力やしつけ行動などで子どもの人権が侵害されている家庭を見つけたら、民生委員や子育て支援センターに連絡します。 ● 保育所や学校などにおいても、養護が必要な家庭の把握に努め、支援するとともに、必要に応じて、小学校就学時などに教育と福祉の連携を図ります。 	

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

目的	主体	取り組みの内容
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに悩んだら、一人で抱え込まず、配偶者や祖父母、友人、また、保育所、幼稚園、小学校、中学校、相談機関などに相談し、解決に向けて行動します。 ●しつけのつもりが感情的になって、手を上げたり、子どもに精神的苦痛を与えたりするなどの虐待行為となってしまうまいよう注意し、子どもの人権を尊重します。 ●生活困窮によって、子育て環境が悪化しないよう、相談機関を利用し、その解決に努めます。

評価指標と目標

評価指標		前回調査 (平成 20 年度)	現状 (平成 25 年度)	目標 (平成 31 年度)
1 子育てに不安や負担を感じる	就学前	7.6%	6.7%	5.0%
	小学生	8.0%	8.6%	7.0%
2 子どもの発達、気になる情緒や行動に関する事で悩んでいるが、誰にも相談していない	就学前	—	3.9%	2.0%
	小学生	—	8.7%	5.0%
3 子どもの障がいに関する事で悩んでいるが誰にも相談してない	就学前	—	27.8%	20.0%
	小学生	—	9.2%	7.0%
4 ふだん家族の間で会話などのコミュニケーションがあまりできていない、全くできていない	就学前	—	—	—
	小学生	—	7.7%	5.0%

【基本目標】

3. 地域の人々と家庭が共に寄り添う

私たちは、地域の人々と家庭が共に寄り添うまちをつくります。
そのために必要なこととして、次の3つの小目標を掲げました。

1. 安心して子育てできる安全なまちをつくる
2. 子どもの元気な声を認めるおおらかなまちをつくる
3. 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる

1. 安心して子育てできる安全なまちをつくる

(1) 現状と課題

子どもが犠牲になる事件は後を絶たず、安心して子どもだけで外出させることが難しくなっています。本市における犯罪認知件数は1,189件であり、減少傾向にありますが、公になっていない事件や、認知すらされていない事件も相当数あると考えられます。また、事件では身体的な被害を受けなかった場合でも、生涯にわたり子どもの心に深い傷を残すこともあり、深刻な課題であるといえます。

本市では、見守り活動や少年補導員による街頭補導、防犯、交通安全パトロールなどによって、様々な安全対策を行っています。しかしながら、子どもの安全を守るためには、地域の大人たち一人一人が、「地域の子どもたちは自分たちで守る」という強い共通認識を持って、学校、警察、各種団体等との連携を強化しながら、常に子どもの安全を気にかかけ、地域で継続的に見守っていくことが大切です。

コンビニエンスストアをはじめ、カラオケボックス、ゲームセンターなど、市内には24時間営業している場所がたくさんあります。子どもの安全確保のみならず、子どもの健全育成の観点からも、子どもを深夜に外出させないようにすることも必要です。

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容	
子どもが事件や事故に巻き込まれないようにする	行政	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や自治会等の地域の関係団体と連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守るための活動を促進します。 ● 子どもの安全が脅かされる情報（不審者、サルの出没、PM2.5、光化学オキシダントなど）については、速やかに情報提供できるよう努めます。 ● 子どもが携帯やスマートフォンの不適切な使用によって起こる事件や事故に巻き込まれないよう取り組みます。 ● 交通事故や犯罪から子ども自身や保護者が身を守るための啓発や教育を行います。 ● 公共施設、道路、公園などの生活環境の整備については、子どもや子ども連れの保護者への配慮に努めます。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) コミュニティ・スクール 2) 中学生への携帯、スマホの利用指針宣言 3) 情報の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合情報メール ・ 関係機関への不審者情報のFAX配信 4) 交通安全指導 5) 青パト隊事業 6) こども110番の家 7) ついで隊 8) 少年補導員の見守り 9) 有害図書等排除の推進 10) CAP⁸プログラム等による防犯教育 11) 歩道整備、公園整備における子どもの安全の確保
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの事故防止に注意を払い、より積極的に子どもたちへの声掛けをします。 ● 子どもの登下校時にはできるだけ注意を払うなど、通学路の安全確保に協力します。 ● 公園等で遊んでいる子どもたちをさりげなく気にかけるなど、地域で子どもを見守ります。 ● 定期的に防犯パトロールをします。 ● 不審な人や車を見たら警察に通報するなど、地域で情報共有を図ります。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども連れの深夜外出を控え、それが習慣化しないようにします。また、深夜に子どもが無断外出しないよう注意します。 ● 「こども110番の家」の場所を親子で確認し、いざというときに助けを呼べるようにします。 ● 安全な登下校のために、家庭でも交通ルールや防犯について話をし、通学路の危険箇所の確認を子どもと一緒にします。 	

⁸ 「CAP」とは「Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)」の略で、CAPプログラムは、子ども自身が様々な暴力から自分を守る力を持っていることに気づき、その力を発揮できるようにサポートすることを目的としています。

2. 子どもの元気な声を認めるおおらかなまちをつくる

(1) 現状と課題

子どもが騒ぐ、泣く、駆け回ることとはごく当たり前の行動であり、誰もがしてきたことでもあります。もちろん、場面に応じた対応ができないような小さな子どもを、他の大人の迷惑になるような場所に連れて行かないなど、時と場合に応じた配慮はしなければなりません。しかし、このような当たり前のマナーやモラルが守れない親がいることも事実です。

一方で、子どもが騒いでもいいような場所であっても、そのような場面に出会ったときに、苛立ちを覚え、または神経質になり、親が子どもを静かにさせるのがあたかも当然であるという態度を取る人は普通に見られます。赤ちゃんの泣き声にさえ寛容になれない人もいるようです。

赤ちゃんの泣き声や子どもの元気な声が聞こえない街は活気がなくなってしまう、温かみや絆を感じにくくなります。また、子どもを拒絶する態度を示すことは、親の孤立感を一層深め、地域が子育て家庭に寄り添うという本市の計画理念にも反します。

少子化傾向にある中で、子どもや子育て家庭を間近に見たり、自分が子育てに協力したりする機会が急速に減少しています。そのことで、子どもや子育て中の親子に対する接し方がよく分からないという市民も増えてきているようです。

本市では、地域がどのように子育て中の親子に寄り添えば良いのかを伝えるなど、あらゆる機会を通じて啓発に取り組み、地域が赤ちゃんの泣き声や子どもの元気な声を認めることができるような、おおらかなまちをつくれます。

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容	
			主な施策
赤ちゃんの泣き声や子どもの元気な声を大切に する地域の雰囲気醸成する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや子育てについての正しい情報を提供するなど、子育てしやすいまちを目指します。 ●子どもと子育て家庭を地域と共に支えながら、子どもの成長の喜びを分かち合える子育てしやすい地域を目指します。 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 子育て情報の提供、子育てについての啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイド ・市報 ・ホームページ 2) コミュニティ・スクール 3) 赤ちゃん、子ども参加型事業(児童センター事業、読みきかせ、各種講演会など)の推進 4) 赤ちゃんの駅
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの存在を無視したり、子どもや子育て中の親を拒絶したりすることなく、温かな目で見守ります。 ●困っている子どもや子育て中の親を見かけたら、気軽に声を掛け手助けできる旨を伝えます。 ●子どもの特性を知り理解することに努め、地域全体で子育てしているという雰囲気にするよう心掛けます。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●困ったことがあれば、周囲の人に声を掛け、手助けをお願いするなど、子どもを通じて地域の人とのコミュニケーションを図ります。 ●子どもがいても、時と場合に応じた配慮をするとともに、場面に応じた対応ができないような小さな子どもを静かにすることが求められる場所には連れて行かないなど、マナーやモラルの向上に努めます。 	

3. 孤立を防ぎ、気軽に相談できるまちをつくる

(1) 現状と課題

少子化や核家族化の進行や地域コミュニティにおける関係の希薄化等の社会環境の中で、子育て中の親はややもすると孤立しやすい環境下にあるといえます。万一、親が孤立したときに、どこにも相談できないという事態に陥ってしまうと、場合によっては深刻な結果を招いてしまうことになりかねません。

アンケート結果によると、子育てに関して気軽に相談できる先について、配偶者や家族、親族、知人、友人を挙げる保護者がほとんどであり、隣近所の人や行政機関等を挙げる人は比較的少ない状況です。困ったときに気軽に頼れる相談先をできるだけ多く確保しておくことが、子育て家庭の孤立を防ぎ、何かがあったとしても何とかできるという安心感につながります。

子育て家庭の孤立を防ぎ、どのような悩みや不安でも気軽に相談できる体制を整えることで、あらゆる人や機関に寄り添って子育てしていると実感できるまちにしていきます。

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容			
孤立を防ぎ、気軽に相談できる地域をつくる	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●身近なところで子育て支援が受けられるよう環境整備を図ります。 ●子育てサロン等の子育て支援をする地域活動の推進を支援するとともに、子育てに関わる団体等のネットワークづくりも促進します。 ●子育てサポーターや託児ボランティア、子育てマイスター（県事業）の活動できる場を確保し、子育て経験者による子育て支援を推進します。 ●子育てに必要な情報が入りやすい環境整備に努めます。 ●相談に至らず、孤立しがちな市民に対し、相談しやすい環境を整備します。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="976 400 1375 443" style="text-align: center;">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="976 443 1375 1254"> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子育て支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業 ・子ども子育て相談（来所、電話、メール、訪問） ・子育てサポーター事業 2) 児童センター事業 3) 地域サロンへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者交流会 4) 子育て情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイド ・市報 ・ホームページ ・総合情報メール 5) すこやか訪問事業（健診未受診者等訪問） </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	<ol style="list-style-type: none"> 1) 子育て支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業 ・子ども子育て相談（来所、電話、メール、訪問） ・子育てサポーター事業 2) 児童センター事業 3) 地域サロンへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者交流会 4) 子育て情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイド ・市報 ・ホームページ ・総合情報メール 5) すこやか訪問事業（健診未受診者等訪問）
	主な施策				
	<ol style="list-style-type: none"> 1) 子育て支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業 ・子ども子育て相談（来所、電話、メール、訪問） ・子育てサポーター事業 2) 児童センター事業 3) 地域サロンへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者交流会 4) 子育て情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイド ・市報 ・ホームページ ・総合情報メール 5) すこやか訪問事業（健診未受診者等訪問） 				
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ぐるみで子どもを見守り、積極的に声を掛けます。 ●子育て家庭が地域で孤立しないように、近所同士がお互いに声を掛け合います。 ●幼稚園や保育所でも、利用者以外の子育て中の保護者等からも相談を受け、子育て支援を実施します。 				
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●育児等で困ったことがある場合、一人で悩まず相談します。 ●幼稚園の未就園児教室や保育所の園庭開放、子育て支援センターや児童センター、公園などに出かけ、子育て中の保護者との交流を積極的に図ります。 				

評価指標と目標

評価指標		前回調査 (平成 20 年度)	現 状 (平成 25 年度)	目 標 (平成 31 年度)
1 子育てに不安や負担を感じる (再掲)	就学前	7.6%	6.7%	5.0%
	小学生	8.0%	8.6%	7.0%
2 市に期待することとして、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」を選んだ親の割合	就学前	—	59.9%	55.0%
	小学生	—	58.4%	55.0%
3 地域の人から子どものことで声を掛けてもらうことがある	小学生	—	71.2%	75.0%
4 育児不安を解消し、子育てを楽しく余裕を持って行うことができる地域社会や制度の支えがある ⁹		46.1%	51.3% (H26)	55.0%
5 子どもたちが元気に遊ぶ場や機会が地域に多い ¹⁰		52.6%	58.3% (H26)	60.0%

⁹ 「春日市市民意識調査」(平成 20 年度)の調査項目

¹⁰ 「春日市市民意識調査」(平成 20 年度)の調査項目

【基本目標】

4. 多様な生活様式に合わせた育児環境をつくる

私たちは、多様な生活様式に合わせた育児環境のあるまちをつくりま
す。

そのために必要なこととして、次の2つの小目標を掲げました。

1. 仕事と生活のバランスが取れた良好な子育て環境をつくる
2. 子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる

1. 仕事と生活のバランスが取れた良好な子育て環境をつくる

(1) 現状と課題

共働き世帯が増加する中、男女が共に仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境を整備することは重要な課題です。「男女共同参画推進状況報告」(平成25年度)によると、市内事業所における女性の正規社員の割合は19.9%となっており、女性管理職の割合は6.4%に過ぎません。また、本市における事業所のうち、育児、介護休業制度が未整備である割合は53.5%と過半数となっています。

アンケート調査によると、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると回答した保護者の割合は69.5%となっています。一方、28.5%の保護者は「あまりない」、「全くない」と回答しています。

これらのことから、制度面の整備とともに、市民の意識啓発も併せて進めていく必要があります。

近年、仕事と生活との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」の認識が高まり、以前に比べれば、父親が母親と共に家庭の子育ての役割を担うことも増えており、社会状況も変化しつつあります。

しかし、まだ十分に「ワーク・ライフ・バランス」が取れていない場

合もあり、家庭の事情や子どもの成長段階に応じて働き方を選択できる環境づくりが求められています。女性の就労しやすい環境づくりと併せて、男性の長時間労働の適正化、育児休業の取得など「働き方の見直し」に向けた啓発や取り組みを進めていくことも必要です。

今後も、結婚、妊娠、出産に関する希望の実現のため、ライフステージの各段階に応じた結婚、妊娠、出産等に関する正確な情報提供など、切れ目のない支援を推進していくことが求められます。

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容			
ワーク・ライフ・バランスを推進し、良好な子育て環境を確保する	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●働く親が個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるよう、保育や子育てに関する情報を提供します。 ●仕事と生活を調和させながら働き続けることができる育児休業制度の定着、促進に努め、労働に関する法制度の周知や男女共同参画の啓発推進を図ります。 ●産後休暇や育児休業から職場復帰する保護者に対し、優先して保育所の利用調整をすることにより、円滑な職場復帰を支援します。 ●「男は仕事、女は家庭」という、男女の固定的性別役割分担に縛られず、個人の考えを尊重し、家庭における子育てについては男女の共同責任という意識の醸成を図ります。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="976 392 1375 436" style="text-align: center;">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="976 436 1375 1010"> <ul style="list-style-type: none"> 1) 利用者支援事業 2) 新たな出会い応援事業（県事業）の周知 3) 子育て応援宣言をした企業（県事業）の周知 4) 男女共同参画の推進 5) 子育て女性のための就職支援事業（県事業）の周知 6) 父親参加型事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室 ・親子教室 </td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	<ul style="list-style-type: none"> 1) 利用者支援事業 2) 新たな出会い応援事業（県事業）の周知 3) 子育て応援宣言をした企業（県事業）の周知 4) 男女共同参画の推進 5) 子育て女性のための就職支援事業（県事業）の周知 6) 父親参加型事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室 ・親子教室
	主な施策				
	<ul style="list-style-type: none"> 1) 利用者支援事業 2) 新たな出会い応援事業（県事業）の周知 3) 子育て応援宣言をした企業（県事業）の周知 4) 男女共同参画の推進 5) 子育て女性のための就職支援事業（県事業）の周知 6) 父親参加型事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室 ・親子教室 				
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の中で地域活動に参加する人が固定しないよう、家庭ぐるみで活動できる行事を企画したり、普段地域活動に参加しない保護者や子どもに積極的に参加を促したりします。 ●教育や地域活動において、男女平等の対応を心掛け、性にかかわらず、その個性と能力を発揮できるよう支援します。 				
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事と生活の調和のために、家庭の中における役割分担について話し合い、お互いに協力します。 ●男性も女性も積極的に育児休業を取得します。 ●男性も女性も子どもと触れ合う時間の確保に努め、仕事とのバランスを取りながら、子育てを積極的に実施します。 				

2. 子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくる

(1) 現状と課題

子どもの発達や健康の状態はそれぞれ異なり、また、保護者の価値観や子育て家庭の生活スタイルも多様化しています。このような背景を踏まえれば、子育て家庭におけるニーズは子どもの数だけあるともいえます。

今後ますます複雑化、多様化する子育てニーズに対応するためには、既存のサービスに子どもや子育て家庭を当てはめるという考え方ではなく、そのニーズを個別に汲み取り、そのニーズに応えるために地域全体で子育てを行うという考え方に転換していく必要があります。

市が実施する「利用者支援事業」では、子どもの健やかな成長を目指し、子どもや子育て家庭の個別ニーズを把握し、地域にある施設や事業等につなげることで、子どもや子育て家庭に一番相応しいメニューを確実にかつ円滑に利用できるように支援します。利用者支援事業を機能させるためには、既存事業を充実することはもちろん、子育て家庭の個別ニーズを適切に把握し施設等につなげていくコーディネート機能を高めるとともに、地域資源の掘り起こしを進め、地域資源とのネットワークを構築していくことが必要です。

本市では、子どもや子育て支援に関する事業計画の策定や、その進捗管理などについて、関係者や当事者から意見を聴くための「春日市子ども・子育て会議」、支援が必要な児童やその家庭の情報交換や支援方法の検討等を行う「要保護児童対策地域協議会」、いじめの防止に係る機関や団体の連携を図る「いじめ問題対策連絡協議会」など、様々な機関や団体、協議会などが連携しながら子育てを支援しています。今後は、行政等が行う「フォーマル・サービス」だけでなく、地域等が行う「インフォーマル・サービス¹¹」の重要性も高まります。それら地域資源とのネットワーク「春日市子育て支援ネットワーク」を構築し、子どもや子育て家庭とつなげることで、子育て家庭の多様なニーズに応える環境をつくっていく必要があります。

¹¹ インフォーマル・サービスとは、制度的に位置づけられた公的な援助(フォーマル・サービス)とは異なり、家族、近隣、知人、ボランティア等が行う公的ではない援助のことです。

● 第4章 基本目標ごとの取り組み ●

(2) 主体ごとの取り組み

目的	主体	取り組みの内容									
教育・保育の必要量を確保するとともに、サービスの質の向上を図る	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減を図ります。 ●保育が必要な子どもが待機することなく、保育所に入所できるような提供体制の確保を図ります。 ●児童心理学や発達心理学など科学的根拠に基づいた保育を実施し、保育の質の向上に努めます。 ●職員の研修参加を促し、教育・保育の質の向上に努めます。 ●教育・保育等への財政的支援を通して、最低基準の遵守はもとより、保育の質の向上を図ります。 ●幼稚園の利用促進のため、利用者負担の軽減を図り、利用しやすい環境の整備に努めます。 ●共働き家庭等の児童の健全な育成を図るため、放課後の遊びや生活の場を整備し充実に努めます。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="976 394 1378 443">主な施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="976 443 1378 492">1) 児童手当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 492 1378 824">2) 教育・保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通常教育・保育事業 ・延長・幼稚園預かり保育事業 ・休日保育事業 ・年末保育事業 ・障がい児保育事業 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 824 1378 873">3) 保育所運営補助金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 873 1378 922">4) 届出保育施設助成事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 922 1378 972">5) 私立幼稚園就園奨励費</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 972 1378 1021">6) 私立幼稚園運営補助事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1021 1378 1070">7) 放課後児童クラブ</td> </tr> </tbody> </table>	主な施策	1) 児童手当	2) 教育・保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通常教育・保育事業 ・延長・幼稚園預かり保育事業 ・休日保育事業 ・年末保育事業 ・障がい児保育事業 	3) 保育所運営補助金	4) 届出保育施設助成事業	5) 私立幼稚園就園奨励費	6) 私立幼稚園運営補助事業	7) 放課後児童クラブ
	主な施策										
	1) 児童手当										
2) 教育・保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ・通常教育・保育事業 ・延長・幼稚園預かり保育事業 ・休日保育事業 ・年末保育事業 ・障がい児保育事業 											
3) 保育所運営補助金											
4) 届出保育施設助成事業											
5) 私立幼稚園就園奨励費											
6) 私立幼稚園運営補助事業											
7) 放課後児童クラブ											
地域	<ul style="list-style-type: none"> ●世代間交流や災害時の協力体制などを通じて、幼稚園や保育所との連携に努めます。 ●子どもを温かい目で見守り、幼稚園や保育所、放課後児童クラブを支援します。 										
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園や保育所、放課後児童クラブの助言を活かし、子どもの望ましい生活習慣の確立に努めます。 ●幼稚園や保育所での出来事を自宅で話し合い、子どもの前向きな気持ちや成長を後押しします。 										

目的	主体	取り組みの内容	
多様な子育てニーズに応える環境を整える	行政	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの健やかな成長を目指し、子育て家庭の個別ニーズに基づいた情報提供やサービスの紹介、子どもや保護者の状況に応じた適切な支援への橋渡しができるよう、子ども・子育てに関連する様々な機関などと連携を強化し、子育て支援ネットワークの構築を目指します。 ●気軽に一時的な保育を受けられ、育児のレスパイト¹²もできる体制を整備します。 ●病気等で保育所や幼稚園などで集団保育が困難な場合でも、保育できる体制を整備します。 ●園庭開放など、保育所を活用した地域支援を推進します。 ●全ての就学児童が放課後を安心、安全に過ごし、多様な体験、活動ができるようにします。 ●地域の人材を子どもの健全育成に活用できる体制を強化していきます。 	<p style="text-align: center;">主な施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者支援事業 2) 子育て短期支援事業 3) ファミリー・サポート・センター事業 4) 一時預かり事業 5) 病児保育事業 6) 地域支援(園庭開放など) 7) 児童センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ・須玖児童センター ・光町児童センター ・毛勝児童センター ・白水児童センター 8) アンビシャス広場事業 9) 地域人材活用事業
	地域	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや子育てに関わる全ての機関、団体は、子育て支援ネットワークの構成機関であると認識し、子育て支援の必要な家庭を把握したときには、お互いに連携することで、多様な子育てニーズに対応できるよう支援します。 ●地域住民のニーズに応じて、地域での子育てサロンなどを積極的に実施します。 ●教育・保育機関などにおいても、積極的に一時預かりを実施し、保護者のニーズに応える体制を整備します。 	
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じ、子育て支援サービスを活用することにより、個々の家庭に合った子育てをしていきます。 ●学校や保育所、幼稚園だけでなく、様々な子育て支援サービスを活用し、子どもの体験活動の場を広げていきます。 	

¹² 「レスパイト」とは、育児に疲れた親が一時的に子どもを預けリフレッシュできるようにすることです。

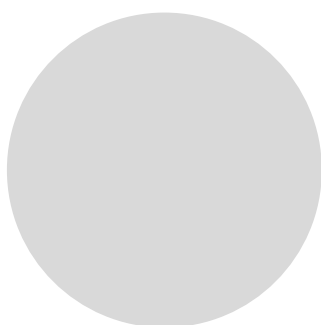
評価指標と目標

評価指標		前回調査 (平成20年度)	現状 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
1 育児、介護休業制度の整備をしていない市内の業者の割合 ¹³	事業者	—	53.5% (H26)	45.0%
2 子育てと仕事を両立させる上で、子どもと接する時間が少ないと回答した割合	就学前	40.4%	母親 39.1% 父親 38.1%	35.0%
	小学生	36.5%	母親 35.7% 父親 34.8%	30.0%
3 ゆったりした気分で子どもと過ごせる時間があるか「十分ある」、「まあまあある」と回答した割合	就学前	—	—	—
	小学生		69.5%	75.0%

¹³ 競争入札参加資格審査申請事業者に対する男女共同参画推進状況報告(平成26年6月)の調査項目



第5章 子ども・子育て支援事業計画



1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

図表 23 本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所(園)	市全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	1) 利用者支援事業		市全域
	2) 地域子育て支援拠点事業		市全域
	3) 妊婦健康診査		市全域
	4) 乳児家庭全戸訪問事業		市全域
	5) 養育支援訪問事業		市全域
	6) 子育て短期支援事業		市全域
	7) ファミリー・サポート・センター事業		市全域
	8) 一時預かり事業		市全域
	9) 時間外保育事業		市全域
	10) 病児・病後児保育事業		市全域
	11) 放課後児童クラブ		小学校区
	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
	13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		市全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

2. 教育・保育施設の充実

1. 教育・保育施設の需要量および確保の方策

(1) 本市の考え方

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、需要量（ニーズ量）の見込みに対し供給可能な量¹⁴に不足が生じる場合は、提供体制の確保のため、平成 27 年度から計画的に取り組んでいきますが、児童数の推移や市内の住宅開発等の条件により、需要量の変動が予想されるため、平成 29 年度に本計画の中間見直しを実施することとします。

見直しにより、ニーズ量の推移が想定を上回り、供給可能な量を超えることになった場合は、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業など、新たな確保方策も検討し、待機児童の解消を図ります。

(2) 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定には、1) 1号認定：子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合（認定こども園・幼稚園）、2) 2号認定：子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育所・認定こども園）、3) 3号認定：子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（保育所・認定こども園・地域型保育事業所）の3つの区分があります。

¹⁴ 「供給可能な量」とは、確認を行った認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を積み上げたものです。

1) 1号認定

図表 24 見込量（1号認定）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の 見込み（ア）	2,026 人	2,112 人	2,087 人	2,047 人	1,982 人
供給可能な量 （イ）	1,840 人	2,112 人	2,112 人	2,112 人	2,112 人
（A）	1,439 人	1,652 人	1,652 人	1,652 人	1,652 人
（A'）	401 人	460 人	460 人	460 人	460 人
（B）	—	—	—	—	—
過不足 （イ）－（ア）	-186 人	0 人	25 人	65 人	130 人
確保の方策 （内容）	【平成 28 年度】 広域調整等。				

（A）：教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

（A'）：市外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

（B）：地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）、その他

2) 2号認定 I（幼稚園の希望が強いと推定される者）

図表 25 見込量（2号認定 I）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の 見込み（ア）	149 人	155 人	153 人	150 人	146 人
供給可能な量 （イ）	256 人	256 人	256 人	256 人	256 人
（A）	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人
（A'）	56 人	56 人	56 人	56 人	56 人
（B）	—	—	—	—	—
過不足 （イ）－（ア）	107 人	101 人	103 人	106 人	110 人
確保の方策 （内容）	—				

（A）：教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む。

（A'）：市外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

（B）：地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）、その他

3) 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）

図表 26 見込量（2号認定Ⅱ）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	1,069 人	1,114 人	1,101 人	1,080 人	1,046 人
供給可能な量(イ)	996 人	1,031 人	1,103 人	1,103 人	1,103 人
(A)	996 人	1,031 人	1,103 人	1,103 人	1,103 人
(B)	—	—	—	—	—
過不足(イ)－(ア)	-73 人	-83 人	2 人	23 人	57 人
確保の方策(内容)	<p>【平成 28 年度】 認定こども園から認可保育所への移行に際し、定員増を行う。</p> <p>【平成 29 年度】 認可保育所改築により増員を行う。</p>				

(A):教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)※確認を受けない幼稚園を含む。

(B):地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)、その他

4) 3号認定Ⅰ（0歳児）

図表 27 見込量（3号認定Ⅰ）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	191 人	185 人	185 人	182 人	182 人
供給可能な量(イ)	181 人	183 人	189 人	189 人	189 人
(A)	181 人	183 人	189 人	189 人	189 人
(B)	—	—	—	—	—
過不足(イ)－(ア)	-10 人	-2 人	4 人	7 人	7 人
確保の方策(内容)	<p>【平成 28 年度】 認定こども園から認可保育所への移行に際し、定員増を行う。</p> <p>【平成 29 年度】 認可保育所改築により増員を行う。</p>				

(A):教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)※確認を受けない幼稚園を含む。

(B):地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)、その他

5) 3号認定Ⅱ(1～2歳児)

図表 28 見込量(3号認定Ⅱ)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	624 人	600 人	589 人	578 人	570 人
供給可能な量(イ)	563 人	576 人	608 人	608 人	608 人
(A)	563 人	576 人	608 人	608 人	608 人
(B)	—	—	—	—	—
過不足(イ)－(ア)	-61 人	-24 人	19 人	30 人	38 人
確保の方策(内容)	<p>【平成 28 年度】 認定こども園から認可保育所への移行に際し、定員増を行う。</p> <p>【平成 29 年度】 認可保育所改築により増員を行う。</p>				

(A):教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)※確認を受けない幼稚園を含む。

(B):地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)、その他

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

1. 利用者支援事業

子どもや保護者が、身近な場所で、支援事業計画に基づく事業をはじめ、様々な社会資源の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

図表 29 見込量（利用者支援事業）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
供給可能な量	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保の方策 (内容)	—				

平成 27 年度から子育て支援センター（基本型）と春日市役所こども未来課（特定型）の 2 か所で実施し、利用者のニーズに合った支援を行います。今後は、妊娠期から子育て期までの包括的支援を目指し、地域の子育て支援を実施する団体等との連携に努め、子育て支援のネットワークを強化していきます。

2. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

図表 30 見込量（地域子育て支援拠点事業）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み	15,439 人	14,938 人	14,670 人	14,441 人	14,231 人
供給可能な量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の方策 (内容)	—				

子育て支援センター「たんぽぽルーム」で実施している地域子育て支援拠点事業でニーズ量を満たしていますが、市内に3か所ある児童センターにおける類似事業（カンガルーの時間）により、さらにその充実を図ります。

3. 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、健康状態の把握および保健指導を行う事業です。

図表 31 見込量（妊婦健康診査）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の 見込み (健診回数)	1,008 人 (14,112 回)	991 人 (13,874 回)	974 人 (13,636 回)	961 人 (13,454 回)	947 人 (13,258 回)

妊娠届出数は減少傾向となっておりますが、質の確保の観点から、現行実施体制を維持します。

福岡県、佐賀県、大分県における医師会および福岡県助産師会に所属のある医療機関により実施します。なお、健診回数の上限は 14 回となります。

< 検査項目 >

検査項目	
問診および診察	
血圧測定	
体重測定	
尿化学検査	
血液検査	血液型
	間接クームス
	血色素
	血糖
	梅毒血清反応
	B 型肝炎抗原
	C 型肝炎抗体
	HIV 抗体価
	HTLV-1 抗体
風疹 HI 抗体	
超音波検査	
性器クラミジア検査	
B 群溶血性レンサ球菌検査 (GBS)	

< 実施時期 >

妊娠 23 週（第 6 月）まで	4 週に 1 回
妊娠 24 週～35 週（第 7 月～第 9 月）	2 週に 1 回
妊娠 36 週以降（第 10 月）	毎週 1 回

4. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

図表 32 見込量（乳児家庭全戸訪問事業）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の 見込み	1,008 人	991 人	974 人	961 人	947 人

産後の保健指導と医療機関の連携強化を図るため、平成 27 年度以降は、職種を保育士から助産師へ変更し、保健師 3 人、助産師 2 人の体制で、いきいきプラザ（健康課）で実施します。

5. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

図表 33 見込量（養育支援訪問事業）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の 見込み	40 人	45 人	50 人	55 人	60 人

要保護児童については近年増加傾向にあります。養育支援が特に必要な家庭を把握することができる健康課と、要保護児童等の支援を受け持つ子育て支援課が連携することで円滑に事業を実施します。

保健師 3 人、助産師 2 人、家庭児童相談員 1 人、保育士 1 人の体制で、いきいきプラザ（健康課）および子育て支援課で実施します。

6. 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

図表 34 見込量（子育て短期支援事業）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み（ア）	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
供給可能な量（イ）	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
過不足（イ）－（ア）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の方策（内容）	—				

児童養護施設だけでなく、乳児院でも同事業を実施するなど、今後も、利用しやすい環境の整備に努めます。

7. ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

図表 35 見込量（ファミリー・サポート・センター事業）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み	194 人	193 人	197 人	198 人	202 人
供給可能な量（イ）	1)215 人 2)165 人	1)218 人 2)166 人	1)222 人 2)167 人	1)226 人 2)168 人	1)230 人 2)170 人
過不足（イ）－（ア）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の方策（内容）	—				

※ 1)まかせて会員（子育ての手伝いをしたい人）、2)どっちも会員（おねがい会員、まかせて会員の両方の資格がある人）

ファミリー・サポート・センター事業の利用者数は減少傾向となっておりますが、現行体制を維持して事業を実施します。

今後は、まかせて会員（子育ての手伝いをしたい人）の増員を図り、できるだけ利用者の希望に応じることができる体制にしていきます。

8. 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。保育所入所の要件に満たない短時間労働の保護者の就労支援や保護者の疾病の対応に加え、障がいを持つ子どもの保護者のレスパイトの場としての役割も担っています。

図表 36 見込量（一時預かり事業）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の 見込み（ア）	6,121 人	6,042 人	5,943 人	5,845 人	5,732 人
供給可能な量 （イ）	6,117 人	5,761 人	6,055 人	6,048 人	6,041 人
（A）	5,710 人	5,360 人	5,660 人	5,660 人	5,660 人
（B）	407 人	401 人	395 人	388 人	381 人
過不足 （イ）－（ア）	-4 人	-281 人	112 人	203 人	309 人
確保の方策 （内容）	<p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所 1 か所で事業を開始する。 ・認可保育所 1 か所で受け入れ枠を拡大する。 <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所の改築に伴い事業を開始する。 				

(A)：認可保育所等

(B)：ファミリー・サポート・センター

9. 時間外保育事業（延長保育など）

（1）時間外保育事業（保育所）

保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等の通常の開所日および開所時間以外の日および時間において、保育を実施する事業です。

図表 37 見込量（時間外保育事業（保育所））

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み（ア）	1,163 人	1,171 人	1,155 人	1,134 人	1,106 人
供給可能な量（イ）	1,163 人	1,171 人	1,155 人	1,134 人	1,106 人
過不足（イ）－（ア）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の方策（内容）	—				

（2）時間外保育事業（一時預かり事業（幼稚園型））

保護者の勤務や事情により、幼稚園等の通常の開所日および開所時間以外の日および時間において、預かり保育を実施する事業です。

図表 38 見込量（時間外保育事業（一時預かり事業（幼稚園型）））

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み（ア）	49,344 人	51,451 人	50,829 人	49,867 人	48,284 人
供給可能な量（イ）	67,200 人	67,200 人	67,200 人	67,200 人	67,200 人
（A）	52,500 人	52,500 人	52,500 人	52,500 人	52,500 人
（A'）	14,700 人	14,700 人	14,700 人	14,700 人	14,700 人
過不足（イ）－（ア）	17,856 人	15,749 人	16,371 人	17,333 人	18,916 人
確保の方策（内容）	—				

（A）：教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む

（A'）：市外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

10. 病児・病後児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が病児および病後児の一時的な保育等をする事業です。

図表 39 見込量（病児・病後児保育事業）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み（ア）	1,269 人	1,277 人	1,259 人	1,237 人	1,208 人
供給可能な量（イ）	1,285 人	1,285 人	1,285 人	1,285 人	1,285 人
（A）	1,265 人	1,265 人	1,265 人	1,265 人	1,265 人
（B）	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
過不足（イ）－（ア）	16 人	8 人	26 人	48 人	77 人
確保の方策（内容）	—				

（A）：病児デイケアセンター等

（B）：ファミリー・サポート・センター

11. 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市では、必要な児童全てが放課後児童クラブを利用できる体制を引き続き維持していきます。また、アンビシャス広場との連携について推進していきます。

図表 40 見込量（放課後児童クラブ）

区域：須玖小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み（ア）	65 人	65 人	66 人	66 人	69 人
供給可能な量（イ）	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
過不足（イ）－（ア）	25 人	25 人	24 人	24 人	21 人
確保の方策（内容）	—				

● 第5章 子ども・子育て支援事業計画 ●

区域：春日小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	81 人	81 人	83 人	83 人	86 人
供給可能な量(イ)	130 人	130 人	130 人	130 人	130 人
過不足(イ)-(ア)	49 人	49 人	47 人	47 人	44 人
確保の方策(内容)	—				

区域：春日西小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	59 人	59 人	61 人	61 人	65 人
供給可能な量(イ)	132 人	132 人	132 人	132 人	132 人
過不足(イ)-(ア)	73 人	73 人	71 人	71 人	67 人
確保の方策(内容)	—				

区域：天神山小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	50 人	50 人	51 人	51 人	54 人
供給可能な量(イ)	94 人	94 人	94 人	94 人	94 人
過不足(イ)-(ア)	44 人	44 人	43 人	43 人	40 人
確保の方策(内容)	—				

区域：大谷小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	53 人	53 人	54 人	54 人	56 人
供給可能な量(イ)	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
過不足(イ)-(ア)	37 人	37 人	36 人	36 人	34 人
確保の方策(内容)	—				

区域：春日南小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	143 人	144 人	146 人	145 人	149 人
供給可能な量(イ)	121 人	121 人	169 人	169 人	169 人
過不足(イ)-(ア)	-22 人	-23 人	23 人	24 人	20 人
確保の方策(内容)	【平成 29 年度】 放課後児童クラブ舎の創設または学校施設の活用による増員を行う。				

区域：春日原小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	85 人	85 人	86 人	86 人	88 人
供給可能な量(イ)	94 人	94 人	94 人	94 人	94 人
過不足(イ)-(ア)	9 人	9 人	8 人	8 人	6 人
確保の方策(内容)	—				

区域：春日東小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	111 人	111 人	113 人	113 人	116 人
供給可能な量(イ)	139 人	139 人	139 人	139 人	139 人
過不足(イ)-(ア)	28 人	28 人	26 人	26 人	23 人
確保の方策(内容)	—				

区域：春日北小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み(ア)	42 人	42 人	44 人	44 人	46 人
供給可能な量(イ)	91 人	91 人	91 人	91 人	91 人
過不足(イ)-(ア)	49 人	49 人	47 人	47 人	45 人
確保の方策(内容)	—				

● 第5章 子ども・子育て支援事業計画 ●

区域：春日野小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み（ア）	109 人	109 人	111 人	110 人	114 人
供給可能な量（イ）	91 人	139 人	139 人	139 人	139 人
過不足（イ）－（ア）	-18 人	30 人	28 人	29 人	25 人
確保の方策（内容）	【平成 28 年度】 放課後児童クラブ舎の創設または学校施設の活用による増員を行う。				

区域：日の出小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み（ア）	39 人	39 人	40 人	40 人	41 人
供給可能な量（イ）	89 人	89 人	89 人	89 人	89 人
過不足（イ）－（ア）	50 人	50 人	49 人	49 人	48 人
確保の方策（内容）	—				

区域：白水小学校区

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み（ア）	51 人	51 人	53 人	52 人	55 人
供給可能な量（イ）	89 人	89 人	89 人	89 人	89 人
過不足（イ）－（ア）	38 人	38 人	36 人	37 人	34 人
確保の方策（内容）	—				

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用など実費負担に対し、助成をする事業です。

13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

4. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

1. 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、0歳から就学前の全ての子どもが質の高い教育・保育を一体的に受けることのできるよう、幼保連携型認定こども園を普及するとの国の方針に従い、新たな教育・保育事業者の参入に当たっては、この認定こども園の整備が進むよう取り組んでいきます。また、既存施設からの移行については、事業者の意向や市民ニーズの動向を十分踏まえながら進めていきます。

2. 施設、事業者等との連携方策

(1) 教育・保育施設および地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

(2) 幼稚園、保育所、小・中学校の連携

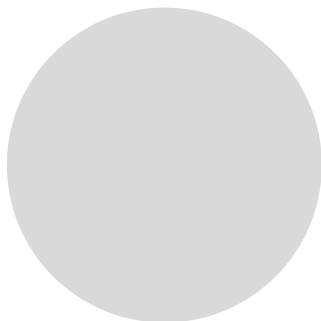
乳幼児期の発達には連続性を有しており、またこの時期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。乳幼児期から学童期を経て思春期に至る子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意しながら、関係機関で共有できるよう取り組んでいきます。

また、保育所、幼稚園、小・中学校それぞれで実施している教育・保育カリキュラムにおいて子ども同士の交流や相互の学びの場づくり、基本的な生活習慣の指導方針の共有など、共同して具体的な取り組みを行

うことにより、保幼小中の滑らかな接続を図ります。

さらに、幼稚園教諭、保育士、小・中学校教諭の連携を深めるため、相互訪問や合同研修の実施など、子どもの育ちと学びを支える土台を構築し、共通の課題解決のための有機的な体制の整備を目指します。

資料編



1. 春日市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	氏名	団体等
学識経験者	菱谷 信子	精華女子短期大学副学長 幼児保育学科教授
保護者	大坪 めぐみ	恵星幼稚園保護者
	白水 成美	大和保育所保護者
	森山 繁樹	春日市小中学校PTA連絡協議会会長
子どもの教育又は保育に従事する者	久家 恵子	春日幼稚園教諭
	中島 大樹	まみい保育園保育士
子どもの教育又は保育に関する事業を運営する者	椎葉 聖	若竹保育園園長
	白水 剛	くすの木幼稚園園長
	片田 文子	認定こども園かすが愛育センター園長
子ども・子育て支援に関する活動に携わる者	市来 睦子	春日市民生委員・児童委員
	日田 美智子	春日まちづくり支援センター副理事 (子育てNPOママ♡さぼ〜と代表)
前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	川崎 英彦	岡本地区自治会長
	清武 直人	春日市立春日小学校校長

2. 春日市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 26 日条例第 23 号)

改正 平成 26 年 9 月 25 日条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項の規定に基づく合議制の機関として、春日市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定によりその権限に属させられた事項その他児童の福祉の向上に関し市長が必要と認める事項についての調査審議
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地域における次世代育成支援対策の推進その他の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項についての調査審議

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 13 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)
- (3) 子どもの教育又は保育に従事する者
- (4) 子どもの教育又は保育に関する事業を運営する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する活動に携わる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

3. 計画の策定経過

期日	内容
平成 25 年 8 月 2 日	第 1 回春日市子ども・子育て会議 ○会長選出 ○今後のスケジュール等 ○ニーズ調査について
平成 25 年 9 月 3 日	第 2 回春日市子ども・子育て会議 ○進捗状況について ○子ども・子育てアンケート（案）について
平成 25 年 9 月 26 日～平成 25 年 11 月 6 日	子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート ○春日市在住の就学前児童の保護者 ○春日市在住の小学生の保護者 ○春日市内または市周辺の教育・保育事業者
平成 25 年 10 月 18 日	第 3 回春日市子ども・子育て会議 ○施設見学
平成 25 年 11 月 14 日	第 4 回春日市子ども・子育て会議 ○計画の全体像について ○今後の事業スケジュールについて ○アンケート結果等について
平成 25 年 12 月 13 日	第 5 回春日市子ども・子育て会議 ○基本理念について ○調査結果の考察（案）について ○子ども・子育て三法施行に伴う新制度について
平成 26 年 1 月 23 日	第 6 回春日市子ども・子育て会議 ○計画の体系について ○アンケート調査の分析状況について
平成 26 年 2 月 3 日～平成 26 年 2 月 17 日	事業者アンケート
平成 26 年 2 月 20 日	第 7 回春日市子ども・子育て会議 ○計画の理念について ○計画素案について
平成 26 年 3 月 26 日	第 8 回春日市子ども・子育て会議 ○計画素案について ○教育・保育の提供区域および量の見込みについて

期日	内容
平成 26 年 4 月 21 日	第 9 回春日市子ども・子育て会議 ○ニーズ量の見込みについて
平成 26 年 4 月 23 日～平成 26 年 4 月 25 日	事業者ヒアリングおよび個別説明 (市内で保育事業を実施している社会福祉法人)
平成 26 年 5 月 7 日～平成 26 年 5 月 16 日	事業者ヒアリングおよび個別説明 (市内で幼稚園を運営している学校法人、宗教法人)
平成 26 年 5 月 27 日	第 10 回春日市子ども・子育て会議 ○審議の進め方(ロードマップ)について ○放課後児童健全化育成事業の区域設定等について ○計画素案について
平成 26 年 6 月 24 日	第 11 回春日市子ども・子育て会議 ○条例の制定について ○計画素案について
平成 26 年 7 月 29 日	第 12 回春日市子ども・子育て会議 ○条例の制定について ○計画素案について
平成 26 年 8 月 4 日～平成 26 年 8 月 12 日	事業者ヒアリングおよび個別説明 (認定こども園経営者および新制度への移行を検討している市内届出保育施設経営者)
平成 26 年 8 月 26 日	第 13 回春日市子ども・子育て会議 ○利用定員(案)について ○計画素案について
平成 26 年 9 月 30 日	第 14 回春日市子ども・子育て会議 ○計画素案について
平成 26 年 10 月 27 日	第 15 回春日市子ども・子育て会議 ○計画素案について ○次世代育成支援対策春日市後期行動計画進捗状況報告
平成 26 年 11 月 28 日	第 16 回春日市子ども・子育て会議 ○計画素案について ○計画理念について
平成 26 年 12 月 18 日～平成 27 年 1 月 9 日	計画原案に対するパブリック・コメント ○提出意見数：1 件
平成 27 年 1 月 29 日	第 17 回春日市子ども・子育て会議 ○計画素案について ○計画名称について
平成 27 年 2 月 9 日	計画案の市長報告

春日市子ども・子育て すくすくプラン

(第1期 子ども・子育て支援事業計画)

平成27年3月

編集・発行 春日市

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5

電話 092-584-1111 FAX 092-584-1115
